

第4回 OTC 類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会 議事次第

令和 8 年 8 月 5 日（水）
17 時 00 分 ～ 19 時 00 分
場所：ミーティングスペース AP 新橋 A ルーム

（ 議 題 ）

1. 効能・効果の違いについて
2. 別途の負担を求めない者・求めない療養の範囲について
3. 中間とりまとめ（案）について

（ 配付資料 ）

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 資 料 1 | 一部保険外療養の施行に向けた技術的な検討について |
| 資 料 2 | OTC 類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ（案） |
| 別 紙 1 | OTC 類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会構成員名簿 |
| 別 紙 2 | 別途の負担の対象となる各成分ごとの効能・効果の一覧（案） |
| 参考資料 1 | 別途の負担の対象となる医療用医薬品の品目の一覧（案） |
| 参考資料 2 | OTC 医薬品の添付文書に「服用しないこと」と記載されている成分の一覧 |

一部保険外療養の施行に向けた技術的な検討について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1回検討会開催 令和8年6月（公開）

○以下の点の整理と論点の提示

- ・対象医薬品に係る **効能・効果の整理の考え方**
- ・ **別途の負担を求めない者と求めない療養の類型ごとの基本的な考え方**（がん患者、難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、入院患者、処置等の一環で対象医薬品の使用が必要な方、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等）

第2回・第3回検討会開催 非公開（※）

○第1回で整理した考え方・論点を踏まえ、以下の技術的検討を実施。

- ・効能・効果の違いに関する**成分別の検討**
- ・ **別途の負担を求めるか否かが論点となるケースの検討**

第4回検討会開催（公開） **本日**

○第2回・第3回検討会における検討状況の報告

○これまでの議論を踏まえ、**中間とりまとめ（案）**について検討

- ・効能・効果、別途の負担を求めない者・求めない療養の範囲、その他の個別論点

令和8年度8月以降

○検討会による検討の整理を、**医療保険部会・中央社会保険医療協議会**に報告

- ・医療保険部会において患者団体のヒアリング等を実施予定
- ・各審議会において審議、決定

（※）特定の疾患、個別の医薬品に関わる事項を審議するため、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれないよう、また、企業の競争上の利益に影響しないよう、一部の回については議事や資料そのものは非公開の取り扱いとするが、その場合にも議事概要を公表する。

議論の観点

本日は、以下の3つの観点からご議論いただきたい。

1. 効能・効果の違いについて

77成分について、医療用医薬品とOTC医薬品の効能・効果の対応関係をご議論いただくにあたり、前回までの議論を踏まえて、効能・効果の対応関係の整理に当たり論点となり得る成分のうち主なものを事務局整理案として例示したので、その内容をご確認いただき、ご意見をいただきたい。

2. 別途の負担を求めない者・求めない療養の範囲について

具体的ケースを示し、各ケースについて、別途の負担を求めない対象とするかどうか、また判断基準・確認方法についてご意見をいただきたい。

3. 中間とりまとめ（案）について

これまでの検討会での議論をもとに作成した中間とりまとめ（案）についてご意見をいただきたい。

一部保険外療養の施行に向けた技術的な検討について

- 1 効能・効果の違いについて
- 2 別途の負担を求めない者と求めない療養の範囲について
- 3 中間とりまとめ（案）について（別紙）

医療用医薬品とのOTC医薬品の違い① - 効能・効果 - 基本的な考え方 (案)

一部保険外療養における効能・効果の基本的な考え方

1. 別途の負担の対象となる医薬品の取扱いについて

- ・ 別途の負担の対象となる医薬品については、医療用医薬品のうち、OTC医薬品と**成分、投与経路及び最大用量が同一であるもの**とする。
- ・ 医療用医薬品は、**医師の診断に基づき使用・調剤される医薬品**であり、医療保険制度の下で医療用医薬品として提供されるもの。
- ・ 一方、OTC医薬品は、患者の自己判断により用いられることが前提とされていることから、その効能・効果については、患者自身でも判断可能な**症状で記載していることが基本**。
- ・ 一部保険外療養は、**OTC医薬品の購入を勧めるものではなく、医師の必要な受診をした上で、**そこで使用された薬が結果的にOTC市販薬と同等の成分・投与経路・最大用量であるといった場合に、一部別途の負担の対象となるものである。
- ・ このため、医療用医薬品とOTC医薬品では、有効成分が同一であっても、**制度上の位置づけを踏まえつつ効能・効果の記載の考え方が異なる場合があることを踏まえた整理が必要**である。

2. 別途の負担の対象となる医薬品の範囲に関する考え方

医療用医薬品とOTC医薬品の効能・効果の関係について、**次の類型ごとに検討してはどうか。**

①効能・効果が一致すると整理される場合

- ・ ①-1：疾患名が直接対応している場合：OTC医薬品として承認されている効能・効果が疾患名で記載されており、医師が診断した疾患名に直接（あるいは実質的に）対応している場合
- ・ ①-2：症状等として対応している場合：OTC医薬品で承認されている効能・効果が症状ベースで記載されており、医師が診断した疾患に通常伴う症状に対応している場合

②効能・効果が一致しないと整理される場合

- ・ 医療用医薬品とOTC医薬品とで治療目的が異なる場合、医療用医薬品とOTC医薬品の効能・効果は一致しないものとして整理

- 本制度は、必要な受診を行った上で、結果的に対象となる医療用医薬品が支給される場合に別途の負担を求めるものであり、引き続き必要な受診が確保される。このため、整理に当たっては、OTC医薬品を患者に自己使用させるのではなく、医療用医薬品を使用することが前提となる。
- 今回対象となる医療用医薬品とOTC医薬品は成分、投与経路が同一で、最大用量が異ならないものであり、代替性が特に高い療養であるため、別途の負担の対象となることが基本である。一方で、成分によっては医療用医薬品とOTC医薬品では、制度上の位置づけや使用場面が異なるため、効能・効果が一致しない場合がある。その際には以下の観点を踏まえて、効能・効果の対応関係の有無を**総合的に判断する必要**がある。
- **以下の観点及び必要に応じて他の観点も踏まえ検討する**
 - ・ **症状としての対応**
OTC医薬品に記載された症状等又はその使用目的が、医療用医薬品が用いられる使用目的と対応しているか。
 - ・ **制度運用上の分かりやすさ**
疾患・病態ごとに細かく区分することで、医療現場における運用が複雑にならないか。
判断基準が複雑になることで医師ごとの判断がばらつくことがあると、同じ疾患において患者負担の有無が異なり、患者にとって制度上取扱いが分かりにくく、納得感を得にくいものとならないか。
- また、**同一又は類似の薬効群に属する他成分との整理との均衡**も踏まえ、制度上の取扱いに大きな不均衡が生じないことや、**医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している者との負担の公平性を確保**する観点を踏まえて判断する。
- ただし、医療用医薬品とOTC医薬品とで**治療目的が明らかに異なる場合には、効能・効果が一致しない場合として整理する。**

例：歯肉炎、口内炎、舌炎と口内炎（アフタ性）

- トリアムシノロンアセトニドの医療用医薬品における効能・効果は「慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎」と記載されているが、OTC医薬品における効能・効果は「口内炎（アフタ性）」と記載されており、口内炎の中のアフタ性に限定されている。慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎は診断上区別され得るが、いずれも口腔内の炎症、びらん、潰瘍等に対し、ステロイド作用により症状・病変の改善を図るものである。また一般的には口内炎は、口腔内全体（口唇、舌、歯肉、口底、頬、硬口蓋、軟口蓋）の粘膜の炎症性疾患の総称である。
- このため、症状としての対応の観点から、医療用医薬品の効能・効果は、OTC医薬品の「口内炎（アフタ性）」と対応するものとして整理できる。
- 以上を踏まえ、これらは効能・効果が対応するものとして、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。

※医療現場において、慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎か、軽症の口内炎かを個別に判断することとすると、医師によって判断が分かれ、同じ病態であっても患者負担の有無が異なるなど、患者側の納得が得られない取扱いとなるおそれ。
※なお、一部保険外療養の仕組上、長期間継続して投与される場合で医師が長期使用等が医療上必要と判断する場合の外用薬の考え方は、別途検討。

例：トリアムシノロンアセトニド

医療用医薬品の効能・効果	対応するOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎	口内炎（アフタ性）	慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎 【有】

例：歯肉炎、口内炎、舌炎と口内炎（アフタ性）

- 前回の検討会において、「難治性口内炎は理解できるが、舌炎と歯肉炎など、傷病名が明らかに異なるものについて、別途検討できないか。」とのご指摘があった。
- 一方で、口内炎とは口腔内の粘膜に生じる炎症性疾患の総称であり、発生部位により舌炎、歯肉炎、口唇炎等と呼ばれる場合がある。舌炎・歯肉炎いずれも「口内炎」としての症状・病変の改善を図ることになる。
- NDBデータで、トリアムシノロンアセトニドを使用した口内炎、歯肉炎及び舌炎の傷病名を有する件数の割合を確認したところ、口内炎のみは90.8%で最も多く、口内炎と舌炎の併存が2.6%、口内炎と歯肉炎の併存が0.2%であった。舌炎のみは3.2%、歯肉炎のみは0.2%であり、口内炎を有する件数が大部分を占めていた。
- 制度の運用に当たっては、医学的区分や運用の分かりやすさなどを総合的に勘案する必要があるが、口内炎のみの患者が大部分を占めていることも踏まえると、同じ口腔粘膜に生じる炎症性疾患である歯肉炎及び舌炎のみを別途の負担の対象外として取り扱うことは、制度運用上分かりにくいものとなるおそれ。
- このため、制度の分かりやすさや運用の一貫性の観点から、これらについても効能・効果が対応するものとして、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。

例：トリアムシノロンアセトニド

医療用医薬品の効能・効果	対応するOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎	口内炎（アフタ性）	慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎 【有】

論点1 OTCの症状を疾患名として整理

例：歯肉炎、口内炎、舌炎と口内炎（アフタ性）

- 前回の検討会において、「難治性口内炎は理解できるが、舌炎と歯肉炎など、傷病名が明らかに異なるものについて、別途検討できないか。」とのご指摘があった。
- 一方で、口内炎とは口腔内の粘膜に生じる炎症性疾患の総称であり、発生部位により舌炎、歯肉炎、口唇炎等と呼ばれる場合がある。舌炎・歯肉炎いずれも「口内炎」としての症状・病変の改善を図ることになる。
- NDBデータで、トリアムシノロンアセトニドを使用した口内炎、歯肉炎及び舌炎の傷病名を有する件数の割合を確認したところ、口内炎のみは90.8%で最も多く、口内炎と舌炎の併存が2.6%、口内炎と歯肉炎の併存が0.2%であった。舌炎のみは3.2%、歯肉炎のみは0.2%であり、口内炎を有する件数が大部分を占めていた。
- （※）口内炎はICD10コード「K12 口内炎及び関連病変」を指し、アフタ性口内炎（K12.0）や口腔褥瘡性潰瘍（K12.1）を含む。
- 制度の運用に当たっては、医学的区分や運用の分かりやすさなどを総合的に勘案する必要があるが、口内炎のみの患者が大部分を占めていることも踏まえると、同じ口腔粘膜に生じる炎症性疾患である歯肉炎及び舌炎のみを別途の負担の対象外として取り扱うことは、制度運用上分かりにくいものとなるおそれ。
- このため、制度の分かりやすさや運用の一貫性の観点から、これらについても効能・効果が対応するものとして、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。

例：トリアムシノロンアセトニド

医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎	口内炎（アフタ性）	慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎 【有】

例：術後排便補助、造影剤投与後の排便促進と便秘

- 術後排便補助（医療用医薬品の添付文書上の効能・効果）は、術後に腸管運動の低下等により排便が困難となる、又は便秘状態となる場合に、排便を促し便秘状態の改善を図る目的で使用されるものであり、OTC医薬品の「便秘」又は「便秘に伴う次の症状の緩和」の効能・効果に実質的に対応するものと考えられることから、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。
- 造影剤投与後の排便促進（医療用医薬品の添付文書上の効能・効果）は、造影剤の停滞に伴う便秘の予防目的で使用されるものであり、既に生じた便秘又は便秘に伴う症状の改善を目的とするOTC医薬品の効能・効果とは異なるものであることから、**別途の負担の対象外**と整理してはどうか。
- ※なお、「術後排便補助」であっても、一部保険外療養の仕組上、処置等の一環として使用される場合（手術又は処置後の急性期管理として、当該医療行為に伴う排便困難等に対して短期間使用）や医師が長期使用等が医療上必要と判断する場合（術後の急性期管理を超えて、慢性的な排便困難や便秘症状に対して継続的な薬剤使用が必要）には、別途の負担の対象外と整理される。

例：ピコスルファートナトリウム水和物（内服）

医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
各種便秘症	便秘 便秘に伴う次の症状の緩和：頭重，のぼせ，肌あれ，吹出物，食欲不振（食欲減退），腹部膨満，腸内異常醗酵，痔	【有】
術後排便補助		【有】
造影剤（硫酸バリウム）投与後の排便促進	—	【無】

例：術後排便補助、造影剤投与後の排便促進と便秘

- 前回の検討会において、「大腸内視鏡検査前の下剤は処置の一環ではなく、別途の負担の対象とし、造影剤（硫酸バリウム）投与後の排便促進については負担の対象外と整理するのは、現場の混乱を招く可能性があるのではないか」とのご指摘があった。
- 造影剤投与後の排便促進は、バリウムの排出を目的として使用されるものであるが、検査後にバリウムにより排便が困難となる、又は便秘状態となる場合に、排便を促し便秘状態の改善を図る目的で使用されるものでありと共通するものである。
- このため、制度運用上のわかりやすさの観点も踏まえて、**造影剤（硫酸バリウム）投与後の排便促進**については、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。
- ※なお、「造影剤（硫酸バリウム）投与後の排便促進」は、一部保険外療養の仕組上、処置等の一環として使用される場合（手術又は処置後の急性期管理として、当該医療行為に伴う排便困難等に対して短期間使用）には、外来で実施される侵襲を伴う検査ではないため、別途の負担の対象と整理される。

例：ピコスルファートナトリウム水和物（内服）

医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
各種便秘症	便秘 便秘に伴う次の症状の緩和：頭重，のぼせ，肌あれ，吹出物，食欲不振（食欲減退），腹部膨満，腸内異常醗酵，痔	【有】
術後排便補助		【有】
造影剤（硫酸バリウム）投与後の排便促進		【有】

例：白癬、カンジダ症、癬風と腔カンジダ症

- 効能・効果の整理**
- ミコナゾールの医療用医薬品の添付文書では、「下記の皮膚真菌症の治療」として、白癬、カンジダ症及び癬風と記載されている。一方、OTC医薬品では「腔カンジダの再発による発疹を伴う外陰部のかゆみ」と記載されている。
 - 腔カンジダはカンジダ症の一類型であり、医療用医薬品とOTC医薬品は、いずれもカンジダ症による病変に対し、抗真菌作用により症状・病変の改善を図るものである。
 - また、真菌症の中で、寄生部位が表皮や毛包に限局する浅在性真菌症はカンジダ症のみならず、白癬及び癬風が含まれていることを踏まえると、医療用医薬品及びOTC医薬品の効能・効果は、菌種の違いはありつつも同じ表皮にとどまるものである。
 - いずれも表在性の真菌感染症に対し、外用抗真菌薬により局所的に症状・病変の改善を図る点では共通していることから、OTC医薬品の効能・効果については、医療用医薬品の効能・効果として記載された「下記の皮膚真菌症」に対応するものとして、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。
- ※ 原因菌や病変部位ごとによって別途負担の有無を判断する取扱いとした場合、追加的な確認や検査が必要となるなど、医療現場の運用負担が増大するほか、患者にも追加的な確認や検査に伴う負担が生じるおそれ。
- ※医療現場においては、ミコナゾールはカンジダに主に使われており、白癬に使うことは少ない。
- ※なお、同様に抗真菌作用を有するテルビナフィンについては、OTC医薬品の効能・効果として「水虫、いんきんたむし、ぜにたむし」が承認されており、OTC医薬品における効能・効果の記載は薬剤ごとに異なる。

例：ミコナゾール硝酸塩（外用）		
医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：体部白癬（斑状小水疱性白癬、頑癬）、股部白癬（頑癬）、足部白癬（汗疱状白癬） ○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カンジダ症 ○癬風	腔カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ（過去に医師の診断・治療を受けた方に限る） ただし、腔症状（おりもの、熱感等）を伴う場合は、必ず腔剤（腔に挿入する薬）を併用してください。	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：体部白癬（斑状小水疱性白癬、頑癬）、股部白癬（頑癬）、足部白癬（汗疱状白癬） ○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カンジダ症 ○癬風 【有】

論点 4
 OTC医薬品の部位等の限定

例：白癬、カンジダ症、癬風と腔カンジダ症

効能・効果の整理

- 前回の検討会において、「白癬菌について、部位が異なるが同じ真菌族であり、浅在性の皮膚真菌感染症という共通点があるので、これを細分化するのはわかりにくく、別途の負担の対象とすることは理解する。一方、癬風については、紅斑ではなく褐色斑、脱色素斑が生じる。加えて、かゆみの自覚症状がないのが一般的であり、医師による判断が異なる可能性は低いので、癬風については異なる整理とすべきではないか」とのご指摘があった。
- 癬風は、円形から類円形の淡褐色斑・白斑・紅褐色斑が拡大および融合してまだら状の外観を呈するなど、境界明瞭な紅斑や鱗屑などを伴う白癬やカンジダ症とは異なる特徴的な臨床像を示すことから、診療の現場において対象疾患を区別することは比較的容易であり、追加的な確認や検査による負担は限定的と考えられる。一方、白癬及びカンジダ症については、病変部位や臨床像が類似する場合もあり、原因菌ごとに取扱いを区別すると、追加的な確認や検査を要するなど、医療現場や患者の負担が生じるおそれ。
- したがって、医療用医薬品の効能・効果として記載された「下記の皮膚真菌症」のうち、「**癬風**」はOTC医薬品の効能・効果とは対応しないものとして**別途の負担の対象外**とし、「**白癬**」及び「**カンジダ症**」については効能・効果が対応するものとして、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。

例：ミコナゾール硝酸塩（外用）

医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：体部白癬（斑状小水疱性白癬、頑癬）、股部白癬（頑癬）、足部白癬（汗疱状白癬） ○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カンジダ症	腔カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ（過去に医師の診断・治療を受けた方に限る） ただし、腔症状（おりもの、熱感等）を伴う場合は、必ず腔剤（腔に挿入する薬）を併用してください。	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：体部白癬（斑状小水疱性白癬、頑癬）、股部白癬（頑癬）、足部白癬（汗疱状白癬） ○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カンジダ症 【有】
○ 癬風	—	○ 癬風 【無】

同一薬効群や類似の薬効群での整理

	成分名	医療用医薬品の効能・効果	対応するOTC医薬品の効能・効果
抗真菌薬	ミコナゾール硝酸塩	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：体部白癬（斑状小水疱性白癬、頑癬）、股部白癬（頑癬）、足部白癬（汗疱状白癬） ○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カンジダ症 ○癬風	膣カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ（過去に医師の診断・治療を受けた方に限る） ただし、膣症状（おりもの、熱感等）を伴う場合は、必ず膣剤（膣に挿入する薬）を併用してください。
	クロトリマゾール	同上	同上
	テルビナフィン塩酸塩	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：足白癬、体部白癬、股部白癬 ○皮膚カンジダ症：指間びらん症、間擦疹（乳児寄生菌性紅斑を含む） ○癬風	水虫、いんきんたむし、ぜにたむし
	ブテナフィン塩酸塩	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：足部白癬、股部白癬、体部白癬 ○癬風	同上
保湿剤	サリチル酸	乾癬、白癬（頭部浅在性白癬、小水疱性斑状白癬、汗疱状白癬、頑癬）、癬風、紅色皰糠疹、紅色陰癬、角化症（尋常性魚鱗癬、先天性魚鱗癬、毛孔性苔癬、先天性手掌足底角化症（腫）、ダリエー病、遠山連圈状皰糠疹）、湿疹（角化を伴う）、口囲皮膚炎、掌蹠膿疱症、ヘブラ皰糠疹、アトピー性皮膚炎、痤瘡、癬、腋臭症、多汗症、その他角化性の皮膚疾患	同上

○手・足白癬

手・足白癬は、1) 指（趾）間型、2) 小水疱汗疱型、3) 角化型の3つの臨床型に分けられる。白癬菌は湿度が高く皮膚が柔らかい指趾間から角層に侵入する。指（趾）間型では、紅斑、浸軟、鱗屑が同部位に限局する。菌が指趾間から指趾腹や掌蹠に寄生領域を広げると、水疱や汗疱状の鱗屑がみられる小水疱汗疱型に移行する。この時期は急性炎症により痒みが強く、id 反応による白癬疹が起こりやすい。病変部がさらに踵や母指球に及ぶ角化型では、炎症が軽微で掌蹠全体に及ぶ角質増殖が主症状となり、痒みはほとんどみられない。

○体部・股部白癬

境界明瞭な紅斑が環状に生じ、鱗屑を付ける。周辺に広がるにつれ、中心部では炎症が改善し、時に色素沈着を残す（中心治癒傾向）。

○皮膚・粘膜カンジダ症

陰股部、指趾間部、皮膚のくびれ部分、絆創膏や衣服、寝具などに覆われて高湿度に暴露される部位に生じた境界明瞭な紅斑で、びらん、薄い膜状の鱗屑、小膿疱、周囲の衛星病巣などが特徴的である。

○癬風

胸部、背部から肩にかけて円形から類円形の淡褐色斑、白斑、紅褐色斑が多発し、融合傾向を示す。

Q7 白癬はどのようにして診断されるのですか？

印刷



白癬菌は皮膚の表面に存在する角層や毛、爪に寄生するので、白癬菌が寄生していそうな部位から検査材料をピンセット、メスの刃やハサミなどでとって、顕微鏡で観察します。診察室でスライドグラスの上で検査材料と苛性カリ(KOH)検査液をなじませ、顕微鏡で観察することで、早ければ数分で菌の有無が判定できます。この顕微鏡検査で白癬菌が見つければ白癬です。見つからなければ白癬ではなく治療法も変わってきます。この検査は比較的簡単にできるのですが、医師側に判断できる能力が必要です。信頼できる皮膚科専門医での検査をお勧めします。もし普通の白癬菌ではない菌種による白癬が疑われた際には真菌培養を行います。検体は同様に採取しますが判定に2週間ほどかかります。菌種が分かることにより感染源が推定できることが多く、特に頭、顔や、体の露出部に生じた場合は積極的に真菌培養を行って予防に役立てます。

爪白癬診断のための真菌学的検査実施の実態を把握するため、インターネットによるアンケート調査を実施した。爪白癬を診療する医師（皮膚科医、一般内科医、整形外科医）に対し、最近1ヵ月間に爪白癬の診断をつけた患者数、診断のために検査を実施した患者数と実施した検査、検査を実施した場合は検体採取者および検査実施者を問い、検査未実施の場合は実施しない理由について質問した。20床未満の施設（以下、GP）に所属する医師224名（皮膚科医117名、一般内科医56名、整形外科医51名）、20床以上の施設（以下、HP）に所属する医師235名（皮膚科医112名、一般内科医55名、整形外科医68名）から回答を得た。爪白癬の診断における検査の実施率は、皮膚科医ではGP94%、HP97%と高かったが、一般内科医ではGP56%、HP71%、整形外科医ではGP51%、HP67%と検査未実施が一定割合あった。行われた検査は、いずれの診療科でも顕微鏡検査が最も多かった。検査実施の際の検体採取は、皮膚科では医師自身による検体採取がほとんどであるが、一般内科医と整形外科医共に40%程度の症例で看護師や臨床検査技師が検体採取を行っていた。顕微鏡検査は、皮膚科医ではGP、HPいずれも全例を医師が実施しているが、一般内科医・整形外科医共にGPでは検査センターなどの外部委託が約半数で、HPでは院内検査室が約7割を占めていた。検査を行わなかった患者がいる理由は、皮膚科では「視診で診断できる」「検査の陽性率が低い」「検査は時間がかかる」といった理由が上位を占め、その他の診療科では「視診で判断できる」「検査設備がない」「検査は時間がかかる」「検査経験がない／検査方法を知らない」といった理由が上位を占めた。このように皮膚科では検査の実施率は高く、検体採取及び検査は医師自身が行っているが、一般内科や整形外科では検査は十分に実施されておらず、検体採取や検査が医師以外の医療従事者によって行われていることが明らかになった。

例：带状疱疹と単純疱疹

- 医療用ビダラビンの効能・効果は「带状疱疹・単純疱疹」と記載され、一方、OTC医薬品では「口唇ヘルペスの再発」と記載されている。
- 口唇ヘルペスは単純ヘルペスウイルスによる単純疱疹の一類型であり、医療用医薬品とOTC医薬品は、いずれも単純ヘルペスウイルスによる病変に対し、抗ウイルス作用により症状・病変の改善を図るものである。
- また、带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスの再活性化によって発症する。単純ヘルペスウイルスと水痘・带状疱疹ウイルスはいずれもヘルペスウイルス科に属するウイルスによる限局した皮膚病変に対して抗ウイルス作用により症状の改善を図る外用薬である点は共通する。
※带状疱疹は内服薬の投与が基本であるが、带状疱疹による症状が軽症の限局した皮膚・粘膜病変に対する局所抗ウイルス治療を目的として、外用薬を使用することがある。
- したがって、医療用医薬品の「带状疱疹・単純疱疹」とOTC医薬品の「口唇ヘルペスの再発」は、効能・効果が対応するものとして、**別途の負担の対象**と整理してはどうか。

※なお、一部保険外療養の仕組上、長期間継続して投与される場合で医師が長期使用等が医療上必要と判断する場合の外用薬の考え方は、別途検討。

例：ビダラビン

医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
带状疱疹	口唇ヘルペスの再発（過去に医師の診断・治療を受けた方に限る）	【有】
単純疱疹		【有】

論点4 OTC医薬品の部位等の限定

例：带状疱疹と単純疱疹

- 前回の検討会において、「带状疱疹と単純疱疹は、臨床的にも発生する部位や範囲が異なり、痛みの有無が異なる。加えて、最近迅速抗原検査キットなどもあり、医師による判断が分かれる可能性は低い。带状疱疹は、皮疹が消失した後も、神経痛持続や、目の合併症により失明に至る場合、外耳道带状疱疹では顔面麻痺などのラムゼイハント症候群による後遺症や合併症への配慮が必要」とのご指摘があった。
- 前回お示しした整理は、限局した皮膚病変に対する外用の抗ウイルス薬の使用目的の共通性に着目したものであるが、**带状疱疹**は、限局した皮膚病変であっても带状疱疹後神経痛など長期間にわたり患者に影響を及ぼしうる合併症を生じ得ることなどを踏まえ、医学的な区別を判断する必要があることや制度運用上の分かりやすさなどを総合的に鑑みて、効能・効果が対応しないものとして、**別途の負担の対象外**と整理してはどうか。

※医療現場において、単純疱疹か带状疱疹かの判断は医師によってばらつくことは少ないと考える。

例：ビダラビン

医療用医薬品の効能・効果	対応しうるOTC医薬品の効能・効果	効能・効果の対応関係の有無
带状疱疹	—	【無】
単純疱疹	口唇ヘルペスの再発（過去に医師の診断・治療を受けた方に限る）	【有】

一部保険外療養における医療用医薬品とOTC医薬品の効能・効果の論点

論点

- スライドにまとめた例示を含めて、77成分に係る事務局整理案について確認いただき、意見をいただきたい。

一部保険外療養の施行に向けた技術的な検討について

- 1 効能・効果の違いについて
- 2 別途の負担を求めない者と求めない療養の範囲について
- 3 中間とりまとめ（案）について（別紙）

- 外来で実施される侵襲を伴う検査、処置、又は手術の一環で使用される急性期管理の「**処置等の一環で対象医薬品の使用が必要な方**」に**該当すると考えられる範囲や対象医薬品の使用の期間**について、様々な意見があった。

NDBデータの期間を参考にしつつ、さらに整理を進めてはどうか。

「**処置等の一環で使用が必要な方**」に**該当するかどうかは、以下のような考え方に基づいてはどうか。**

- 処置等の一環として行われる使用に**該当する**場合としては、処置に伴う症状（症状の主要因が処置によるものである場合。症状が処置以前からあった場合は含まない。）への対応として、新たに（＝処置前から類似の医薬品の投薬がなされておらず）、処置と同日に使用がなされた場合が考えられる。

例えば、

- ・抜歯処置に伴って生じた抜歯創の急性疼痛に対し、処置による疼痛の軽減のため新たに数日分の鎮痛薬が使用される場合。
- ・皮膚の創傷処理、創傷に対する縫合等を実施した後に、当該処置に伴う創部感染の予防を目的として、新たに数日分の抗菌薬が使用される場合。
- ・褥瘡に対する処置（外科的デブリードマン、切開・排膿）を実施した後に、当該処置に伴う創傷管理を目的として、新たに外用薬を使用した場合。
※外科的な処置をせずに保存的に洗浄等を実施した場合は侵襲を伴っていないので対象外。
- ・皮膚生検を実施した後に、生検部位に生じた処置後の急性疼痛に対し、疼痛管理を目的として新たに数日分の鎮痛薬が使用される場合。
- ・熱傷処置（外科的デブリードマン、切開、切除）を実施した後に、当該処置に伴う熱傷部位の急性疼痛に対し、疼痛管理を目的として新たに数日分の鎮痛薬が使用される場合。
※熱傷そのものに伴う痛み比して、処置に伴って生じる痛みが主となる場合。
※外科的な処置をせずに保存的に洗浄等を実施した場合は侵襲を伴っていないので対象外。
- ・骨折に対する非観血的整復術を実施した後に、当該整復処置に伴う急性疼痛に対し、疼痛管理を目的として数日分の鎮痛薬が新たに使用される場合。
※骨折そのものに伴う痛み比して、整復処置に伴って生じる痛みが主となる場合。
- ・慢性副鼻腔炎に対する内視鏡下鼻副鼻腔手術を実施した後に、術後急性期の排膿・分泌物管理等を目的として、数日分の去痰薬が新たに使用される場合。

「別途の負担を求めない者」と「求めない療養」の範囲

「処置等の一環で対象医薬品の使用が必要な方」に該当する場合と該当しない場合

- 外来で実施される侵襲を伴う検査、処置、又は手術の一環で使用される急性期管理の「**処置等の一環で対象医薬品の使用が必要な方**」に**該当すると考えられる範囲**や**対象医薬品の使用の期間**について、様々な意見があった。さらに整理を進めてはどうか。

「処置等の一環で使用が必要な方」に該当するかどうかは、以下のような考え方に基づいてはどうか。

- 処置等の一環として行われる使用には**該当しない**と考えられる場合

例えば、

- ・ 鼻処置を実施したアレルギー性鼻炎の患者に対して、抗アレルギー薬が使用される場合。（抗アレルギー薬の使用については、処置によって生じたものではないことから、処置の有無に関わらず原則として別途の負担の対象と整理）
- ・ 小外科処置後の再診時に、創部とは異なる部位に慢性的な疼痛に対する湿布薬が使用されている場合。
- ・ 手の創傷に対する縫合等を実施した患者に対して、当該処置に伴う創傷管理に伴うものではなく、便通改善を目的とした便秘薬が使用される場合。
- ・ 大腸内視鏡検査前に検査目的として下剤が使用される場合。
- ・ ギプスシーネ固定等の捻挫処置を実施した患者の捻挫の疼痛に対して鎮痛薬が使用される場合。（「捻挫による痛み」については、処置によって生じたものではないことから、処置の有無に関わらず原則として別途の負担の対象）
- ・ 造影検査（硫酸バリウム）後に便秘の予防を目的として下剤が使用される場合。（※造影検査は侵襲を伴っていないので別途の負担の対象）

「別途の負担を求めない者」と「求めない療養」の範囲

「処置等の一環で対象医薬品の使用が必要な方」に該当する場合と該当しない場合

対象医薬品の使用の期間について、どのように考えるか

○ 対象医薬品の使用の期間について、これまでの検討会では、以下の意見があった。

<第1回検討会>

- ・ 医薬品には中間財と最終財という考え方がある。中間財というのは入院中や、外来でも診察中に使う薬は中間財になる。一方で、医療機関や薬局で患者に渡して、患者自身が家で使う薬は最終財となる。最終財、すなわち、家に持ち帰る薬については、機械的に配慮の対象とするべきではないと考える。
- ・ 処置に伴うものであっても、最終財は検討の必要があると考える。

<第2回検討会>

- ・ 処置等に伴う医薬品について、入院中のものは負担の対象外というのは分かりやすいが、最終財については別途の負担の対象外としなくてよい。
- ・ 切り傷などは3日くらいだが、侵襲の大きさによって必要な使用量は変わってくる。通常、手術後鎮痛は倍程度に使用量が増える場合があるので、2週間までとするのが妥当。

<第3回検討会>

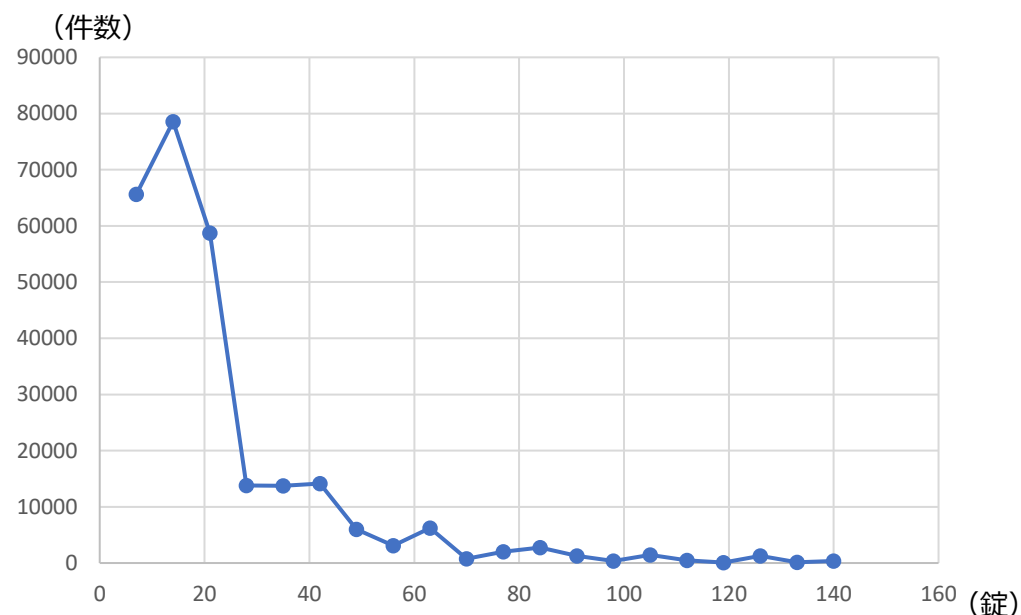
- ・ 抜歯の場合の鎮痛剤は、投与期間を最大2週間投与できるようにするべき。
- ・ 今回の議論は公平性の観点を中心にしており、処置に伴って新たに必要になったので別途負担の対象とするものであることは理解しているが、公平性の考え方からしても中間財と最終財で分けることはあり得る。処置等に伴うかどうかではなく、中間財か最終財でわける方がわかりやすい。

○ したがって、**処置等の一環で使用される対象医薬品**については、14日分までを別途の負担の対象外と考えてはどうか。

※外用薬については、14日分に相当する量かどうか医師が判断する。

(参考) 処置に伴うロキソプロフェンの使用数

- NDBデータにより、創傷処理（K000）と同日に使用されたロキソプロフェンの使用数を見ると、最頻値10錠、中央値12錠、平均21錠であった。また7日：21錠202944件（74.1%）、14日：42錠244613件（89.3%）であった。



K000	創傷処理	処置の項目	同日に使用が出された処置件数
		創傷処理(筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満))	190441
		創傷処理(筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満))	31968
		創傷処理(筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル未満))	28292
		創傷処理(筋肉、臓器に達するもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満))	10757
		腱縫合術(切創等の創傷により)	431
		創傷処理(筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上))	6200
		創傷処理(筋肉、臓器に達するもの(長径20センチメートル以上のものに限る)(頭頸部のもの))	4
		創傷処理(筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以上)(その他のもの))	2863
		皮膚移植術(自家培養表皮用皮膚採取のみ)(筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル未満))	20
		皮膚移植術(自家培養表皮用皮膚採取のみ)(筋肉、臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満))	1
		皮膚移植術(自家培養表皮用皮膚採取のみ)(筋肉、臓器に達しないもの(長径10センチメートル以上))	1
		骨格筋由来細胞シート心表面移植術(骨格筋採取、筋肉・臓器に達しないもの(長径5センチメートル以上10センチメートル未満))	0

「別途の負担を求めない者」と「求めない療養」の範囲

「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」に該当する場合と該当しない場合

「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」の内服薬における初診の整理

○過去の通院歴が確認できない場合の内服薬における初診の考え方について、これまでの検討会で以下の意見があった。

＜第1回検討会＞

- ・初診時に、この後1年通院するかどうかは予測不可能。
- ・治療計画が年間になるという予測がある場合には長期使用が必要と認めるものに分類すると整理しておかないと、現場は混乱する。帰省先や出張先等で受診する場合、その他使用記録は閲覧できるようになっているものの、その患者に長期使用をするかどうかの判断をするのは難しい。

＜第2回検討会＞

- ・外用も内服も、初診・2・3回目の診察のときに予見できる点について医師が対応するような患者については通年使用と考えるべき。
- ・過去の受診歴や今後半年間の受診状況を確認するのは実務上困難。ICD11で慢性痛を起こすものが分類されているが、この中で構造変化を伴うもの（リウマチなど）が診断としてつく場合には、初診の段階から別途の負担の対象外にするという考え方が必要なのではないか。
- ・慢性経過を経ることが一般的なものがあり、診療ガイドラインにも記載があるので、発症から6ヶ月たたなくても、この者は長く治療が続くという見通しが持てる。
- ・初診から別途の負担を求めないものについては、できるだけ難病などのように公の書類があるものに限るべき。NDBデータなどで、慢性疾患で長く医薬品を使用しているもの等を抽出し、エビデンスを出しながら対象を絞っていくべき。

＜第3回検討会＞

- ・6ヶ月の要件については負担が大きく、一般の現場感覚では3ヶ月で良いと思う。

○今回対象となる医療用医薬品とOTC医薬品は成分、投与経路が同一で、最大用量が異ならないものであり、代替性が特に高い療養であるため、別途の負担の対象となることが基本である。このため、将来的に通年で使用する場合でも、長期使用等への該当性が確認されるまでの間、別途の負担として整理することは考えられる。

○一方、第1・3回検討会で示したNDBデータにて成分ごとの使用実態をみると、カルボシステインのように短期の使用が大宗を占める成分がある一方、酸化マグネシウムのように使用期間が幅広く分布する成分では、3か月程度の使用継続のみでは年間を通じた長期使用等が必要な患者を十分に判別することは、医師の判断がばらつきが出る可能性がある。

○これらを踏まえ、症状の持続と治療の継続性について、1) 少なくとも**半年間**の当該医薬品の使用の継続が確認され、2) 当該医薬品の通年で使用すること（直近の実績を含め少なくとも50週の継続）が医療上必要であると医師が認めている状態を該当し得るものとしてはどうか。

別途の負担の対象となる医薬品（77成分）のうち内服薬（屯服薬を除く）の年間使用日数別の患者構成

- 内服薬（屯服薬を除く）については、年間の使用日数が短い患者が大半を占めている。
- 0～9週以内の使用が約75%を占めており、50週以上の使用は、約5%程度になっている。

一般名（成分名）	年間使用日数別の患者構成比					
	0～9週	10～19週	20～29週	30～39週	40～49週	50週～
酸化マグネシウム(234制酸剤)	32.2%	14.4%	11.7%	10.7%	12.4%	18.6%
フェキソフェナジン塩酸塩(449その他アレルギー用薬)	79.4%	9.1%	4.2%	2.5%	2.3%	2.6%
L-カルボシステイン(223去痰剤)	94.6%	2.2%	1.1%	0.8%	0.7%	0.6%
ロキソプロフェンナトリウム水和物(114解熱鎮痛消炎剤)	88.6%	5.5%	2.4%	1.4%	1.0%	1.1%
ペボタスチンベシル酸塩(449その他アレルギー用薬)	78.8%	9.0%	4.5%	2.7%	2.5%	2.5%
エピナスチン塩酸塩(449その他アレルギー用薬)	66.5%	12.5%	6.4%	4.4%	4.6%	5.6%
フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン配合剤(449その他アレルギー用薬)	88.2%	7.0%	2.5%	1.2%	0.8%	0.4%
沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウム(321カルシウム剤)	12.3%	12.8%	12.2%	11.5%	18.4%	32.9%
ロラタジン(449その他アレルギー用薬)	76.0%	11.4%	4.5%	2.8%	2.5%	2.8%
トコフェロール酢酸エステル(315ビタミンE剤)	41.9%	19.7%	12.1%	8.9%	8.4%	9.0%
非ピリン系感冒剤(118総合感冒剤)	99.3%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
ピコスルファートナトリウム水和物(235下剤、浣腸剤)	38.3%	12.6%	10.7%	8.9%	10.6%	18.9%
イトブリド塩酸塩(239その他の消化器官用薬)	58.7%	10.5%	7.9%	6.2%	7.4%	9.4%
ポリエノスファチジルコリン(218高脂血症用剤)	14.0%	11.6%	11.4%	13.2%	22.8%	27.0%
アスコルビン酸(314ビタミンC剤)	40.1%	17.9%	12.5%	9.8%	9.3%	10.4%
フラボキサート塩酸塩(259その他の泌尿生殖器官および肛門用薬)	61.7%	8.9%	7.1%	5.9%	6.6%	9.8%
ベルベリン塩化物水和物・ゲンノショウコエキス(231止しゃ剤、整腸剤)	95.5%	1.8%	0.9%	0.6%	0.5%	0.7%
炭酸水素ナトリウム(234制酸剤)	30.9%	13.7%	11.0%	11.1%	14.6%	18.7%
イブプロフェン(114解熱鎮痛消炎剤)	98.4%	0.8%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%
アシクロビル(625抗ウイルス剤)	51.9%	13.0%	10.5%	7.3%	8.1%	9.2%
ケトチフェンフマル酸塩(449その他アレルギー用薬)	63.6%	10.9%	7.4%	4.8%	5.7%	7.6%
静脈血管叢エキス(255痔疾用剤)	73.7%	11.3%	4.7%	3.0%	3.3%	4.0%
精製水(713溶解剤)	97.1%	1.3%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%
ハチミツ(714矯味、矯臭、着色剤)	58.3%	15.9%	8.8%	6.0%	5.4%	5.6%
マルツエキス(327乳幼児用剤)	53.1%	16.3%	6.1%	6.1%	8.2%	10.2%
ブドウ酒(329その他の滋養強壮薬)	63.6%	9.1%	9.1%	4.5%	0.0%	13.6%
総計	75.0%	7.8%	4.6%	3.5%	3.8%	5.2%

※ 令和6年度中に1回でも当該医薬品が使用された患者について厚生労働省で集計したもの。

(1) 基本的な考え方

別途の負担の対象となる医薬品の取り扱いに関する検討に当たっては、医薬品が使用されている期間の長短そのものではなく、当該医薬品が、どのような医療上の目的と管理の下で使用されているかに着目する。医療用医薬品が急性症状や一時的な状態に対して使用される場合は、季節性疾患や一過性の病状の長期化などを排除することが困難であり、通年的な疾病管理を前提とした医療であるかどうかを制度的に判断することはできない。一方、1年を通じた使用実態を確認することにより、症状が季節や環境要因によらず持続しており、医師の管理下で継続的な治療が行われている状態を客観的に把握することが可能となる。このため、「通年使用」とは、暦年で365日連続して使用されていることを形式的に求めるものではないものの、**1年という単位の中で、医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、当該医薬品の長期使用等が医療上必要であると認めている状態を指すもの**として整理することが考えられる。

(2) 内服薬における通年使用の考え方

内服薬（屯服薬を除く）については、使用日数が比較的正確に把握できることから、**年間の使用日数を用いて、1年を通じた使用実態を外形的に確認することが可能**である。

内服薬の年間使用日数別の患者構成比を見ると、

- ・多くの成分においては、0～9週などの短期間の使用が患者全体の大半を占めており、これらは急性症状や一時的な状態に対する使用が中心であると考えられる。
- ・50週使用されている患者は、全体から見れば少数の割合ではあるものの、症状が季節や環境要因によらず持続し、医師の管理下で、年間を通じた治療継続が行われている状態であると考えられる。**年間の使用日数がおおむね50週であることを目安として整理してはどうか。**

(※) 「通年使用」に該当すると考えられる場合

- ・例えば、寝たきりの活動量低下に伴う慢性便秘症に対して、酸化マグネシウムを「90日分ずつ年4回」、「28日使用を概ね月1回」又は「リフィル使用箋の使用により同一使用が年間を通じて継続」で使用される場合。

（３）外用薬における通年使用の考え方

- 外用薬は、1日使用量×日数として使用されることの多い内服薬と異なり、総量で使用されることが多い。処方日数が特定しにくいことや、対症療法として使われる外用薬は反復して長期間使用されたり処方の総量が多い場合であっても医師が必ずしも連日使用を指示しているとは限らないものがある。
- このため、外用薬については、医薬品がどれだけ使用されたかという実態のみではなく、医師が慢性又は再発性の疾患に対して、当該医薬品を毎日継続して使用することを指示し、通年で定期的に使用しているかどうかに着目してはどうか。
- その際、様々な種類の外用薬について、長期使用等の該当性については、医薬品の類型ごとに、第三回検討会に示した医学的な観点や制度運用上の分かりやすさ等を踏まえ、総合的に判断し、以下のような目安を設けてはどうか。
 - **抗真菌外用薬**については、表在皮膚真菌症に対する一定期間の治療又は再発時の治療が中心と考えられ、**別途の負担の対象**として整理してはどうか。
 - **消毒薬**については、創傷処置後の管理等を目的として使用される場合が中心であり、**別途の負担の対象**として整理してはどうか。
 - **ステロイド外用薬**については、慢性・再発性疾患に使用される場合があるが、急性増悪時の短期使用が中心であり、**別途の負担の対象**として整理してはどうか。
 - **点眼薬**については、季節性のアレルギー性結膜炎等に対する使用が中心である一方、通年性のアレルギー性結膜炎等により、医師の指示の下で毎日点眼するなど、年間を通じた継続使用が必要となる場合がある。このため、**通年使用が確認できる場合**には、長期使用等に該当するものとして**別途の負担の対象外**と整理してはどうか。
 - **鎮痛消炎剤の外用薬や皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤**については、診療ガイドライン等では通年使用の必要性が確認できない場合でも、実態として長期使用がなされている例が比較的多いことを踏まえ、**それぞれの通年使用の考え方を次ページ以降のとおり整理**してはどうか。

※年間を通じた使用についての確認方法や初診の考え方は内服薬における整理と同様に考える。

「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」の外用薬に関する基本的考え方

- 第2回検討会では、外用薬については、内服薬と異なり、使用日数や使用量のみでは実際の使用日数・使用頻度を把握しにくく、通年使用の判断方法について更なる整理が必要であることに関して、以下の意見があった。
 - ・長期使用等に該当するかについては、単に長期間使用されていることではなく、診療ガイドライン等において医療上の必要性が位置付けられているものに絞るべき。
 - ・ICD11で慢性痛を起こすものが分類されているが、この中で構造変化を伴うもの（リウマチなど）が診断としてつく場合には、初診の段階から別途の負担の対象外にするという大胆な考え方が必要。
 - ・ステロイド外用をやめると症状が再燃する場合もあり、症状が緩和したら外用薬の量を減らしていく、プロアクティブ療法があるが、これは長期使用と判断すべき。
 - ・皮膚炎など、季節や病態に応じてしかるべき外用の仕方を指導しながら診察していくのならば、年間の長期使用と判断すべき。
- 外用薬における長期使用等の該当性については、以下の観点及び必要に応じて他の観点も踏まえ、総合的に判断する必要がある。
 - ・ **医学的な観点**
慢性又は反復性の疾患として明確に診断されており、当該成分の継続使用が医学的なエビデンスがあるか。その際、診療ガイドライン等において、当該疾患に対する当該成分の通年使用の必要性が確認できるか。
 - ・ **制度運用上の分かりやすさ**
患者の自覚症状（例えば、疼痛、かゆみ、乾燥感等）、使用感又は希望に大きく依存せず、疾患、成分、診療経過等で客観的に判断することが出来るか。医師によって継続が必要との判断がばらつかず、患者にとっても負担の有無が分かりやすい取り扱いであるか。
- また、同一又は類似の薬効群に属する他成分との整理との均衡も踏まえ、制度上の取扱いに大きな不均衡が生じないことや、医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している者との負担の公平性を確保する観点を踏まえて判断する。

「別途の負担を求めない者」と「求めない療養」の範囲
「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」に該当する場合と該当しない場合

第3回 OTC類似薬の保険給付の見直し
の実施に向けた技術的検討会

- 外用薬については、診療ガイドライン上の位置づけを踏まえて整理を進めてはどうか。

鎮痛消炎剤の外用薬における通年使用の考え方

- 変形性関節症、慢性腰痛等に対する湿布薬又は鎮痛消炎剤については、主として疼痛緩和を目的として使用されるものであり、**使用継続の必要性が患者の主観に左右されやすい。**
- 鎮痛消炎剤の外用薬について、疾患・成分ごとに長期使用に関する記載は異なる。
 - ・ 今回の検討の対象となる77成分には含まれないものの**エスフルルビプロフェン**については、変形性関節症を対象に52週間の長期投与試験が実施され、**52週まで効果が持続することが確認されている。**
 - ・ 一方で、今回検討の対象となるNSAIDs外用薬については日本整形外科学会の「変形性膝関節症診療ガイドライン」では、長期間の研究はなく、**短期間（1～12週）の結果ではあるものの、NSAIDs外用の有意な鎮痛、機能改善効果を認めた**と記載されている。
 - ・ またNSAIDsについては「慢性疼痛診療ガイドライン」においては、慢性腰痛に対するNSAIDsの効果はあるものの大きくはなく、**漫然とした長期投与は避けるべき**と記載されている。
- 鎮痛消炎剤の外用薬については、急性疼痛や変形性関節症等に対する短期から一定期間の有効性は国内外のガイドライン・レビューで確認されている。一方、**1年を通じて継続的に貼付することについては、エスフルルビプロフェンのような一部の成分に限られる。**
- 医療現場において、変形性膝関節症の疾患管理を目的とした使用か、関節痛に対する消炎・鎮痛を目的とした使用かを個別に判断することとすると、医師によって判断が分かれ、同じ病態であっても患者負担の有無が異なるなど、患者側の納得が得られない取扱いとなるおそれ。
- 従って、長期投与における効果が確認されている医薬品については、長期使用等が医療上必要とされた場合には当該成分について別途の負担の対象外と整理し得るが、一方、現状において今回検討の対象となるOTC医薬品が存在する鎮痛消炎剤の外用薬においては、**1年を超え長期投与した場合の効果が確認されているとはいえず、仮に通年使用された場合であっても、別途の負担の対象と整理してはどうか。**
- なお、一部保険外療養の仕組上、がん患者や指定難病患者、入院中の要件に該当する場合には、別途の負担の対象外と整理される。

鎮痛消炎剤の外用薬における通年使用の考え方

- 鎮痛消炎剤の外用薬における通年使用の考え方について、第3回の検討会では、以下の意見があった。
＜第3回検討会＞
 - ・外用薬の長期使用が必要と考えるかどうかについて、意見は分かれると思う。個人的には、患者が求めるので漫然と使用し、投与し続けるという場面はあり得る。本当に必要な医療かと言われると微妙なケースは多々あるので、今回の制度の趣旨から、そこに負担を求めるという考え方は、個人的には別途負担を求めても良い、すなわち賛成だと思っている。
 - ・外用薬のエビデンスがないというのは、製薬会社が研究しないだけであって、我々が実際に使用して患者にそれなりの効果が出ている。腫れや痛みが取れるものもあるので、効果がないものではなく、長期的に見ても効果があると整理できると思う。
- 長期投与における効果が確認されている医薬品については、長期使用等が医療上必要とされた場合には当該成分について別途の負担の対象外と整理し得るが、一方、現状において今回検討の対象となるOTC医薬品が存在する鎮痛消炎剤の外用薬においては、1年を超え長期投与した場合の効果が確認されているとはいえず、**仮に通年使用され毎日継続して使用した場合であっても、原則、別途の負担の対象**と整理してはどうか。
 - 年間を通じて鎮痛消炎剤の外用薬が定期的に使用されている患者の中には、変形性関節症等の慢性かつ重度の疼痛性疾患を有していると考えられる例が一定数認められる。
 - このため、令和10年度末までの経過措置として、鎮痛消炎剤の外用薬については、疼痛等の自覚症状が持続しそれまでに通年で使用しているだけでなく、画像検査などで慢性かつ重度の疾患（例：変形性膝関節症におけるKellgren–Lawrence（KL）分類のGrade 4）であることが客観的に確認され、医師が年間を通じた疼痛管理として継続使用が医療上必要と判断する場合に限り、**別途の負担の対象外**と整理してはどうか。
 - 経過措置終了までの間に、診療ガイドラインのエビデンスの状況、制度実施後の使用実態等を踏まえ、本要件の必要な見直しを行う。

「別途の負担を求めない者」と「求めない療養」の範囲

「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」に該当する場合と該当しない場合

皮膚保湿剤等における通年使用の考え方

- アトピー性皮膚炎、進行性指掌角皮症、老人性乾皮症、皮脂欠乏症等に対して皮膚保湿剤・皮膚保護剤、角化症治療剤が使用される。皮膚乾燥、かゆみ、手指のあれ等を目的として繰り返し使用されるため、**使用継続の必要性が患者の主観に左右されやすい。**
- 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤について、疾患・成分ごとに長期使用に関する位置付けは異なる。
 - ・ **アトピー性皮膚炎**については、「アトピー性皮膚炎診療ガイドライン2024」において、急性期の治療により皮膚炎が沈静化した後も、保湿剤の外用の継続がすすめられている。
 - ・ **皮脂欠乏症**については、「皮脂欠乏症診療の手引き2021」において、加齢による皮脂欠乏症に保湿剤を外用することを強くすすめるとされている。一方で長期使用の記載はない。
 - ・ **進行性指掌角皮症**については、「手湿疹診療ガイドライン2018」において、尿素軟膏やヘパリン類似物質を用いた有用性が示されている。一方で長期使用の記載はない。
 - ・ **肥厚性癬痕・ケロイド**については、「ケロイド・肥厚性癬痕 診断・治療指針2018」では、ヘパリン類似物質を用いた有用性が示されている。一方で長期使用の記載はない。
- 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤については、加齢による皮脂欠乏症、進行性指掌角皮症、肥厚性癬痕・ケロイドに対する短期から一定期間の有効性は確認されている。一方、1年を通じて継続的に外用することについてのガイドラインの記載は、アトピー性皮膚炎のヘパリン類似物質と尿素に限られる。
- 医療現場において、老人性乾皮症、皮脂欠乏症等の疾患管理を目的とした使用か、手指のあれ、ひび、乾皮症を目的とした使用かを個別に判断することとすると、医師によって判断が分かれ、同じ病態であっても患者負担の有無が異なるなど、患者側の納得が得られない取扱いとなるおそれ。
- 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤は、OTC医薬品としても、皮膚乾燥、かゆみ、手指のあれ等に対し必要時に繰り返し使用されていることから、疾患管理としての通年使用の位置づけが明確でないものまで一律に配慮対象とすると、OTC医薬品等を自己負担で使用している者との公平性を考慮する必要がある。
- 従って、**皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤**については、通年使用における有効性に関する記載を踏まえ、**仮に通年使用された場合、アトピー性皮膚炎のヘパリン類似物質と尿素に関しては別途の負担の対象外**と整理してはどうか。一方、**他の疾患に対して使用された成分は別途の負担の対象**と整理してはどうか。
- なお、一部保険外療養の仕組上、がん患者や指定難病患者、入院中の要件に該当する場合には、別途の負担は求められない。

皮膚保湿剤等における通年使用の考え方

- 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤の外用薬における通年使用の考え方について、第3回の検討会では、以下の意見があった。

<第3回検討会>

- ・アトピー性皮膚炎でも、保湿外用剤の長期使用が強く推奨されているので、ご提案いただいたことに賛成。一方皮脂欠乏症、進行性指掌角皮症について、ガイドラインに記載はないが、長期投与の臨床試験がされていないというのもあると考える。実際皮脂欠乏症の中で、高齢者の老人性乾皮症や、手洗いを繰り返す者の進行性指掌角化症などで、連日保湿剤の塗布が必要となる患者も少なからずいる。

- 従って、**皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤**については、通年使用における有効性に関する記載を踏まえ、**仮に通年で使用され毎日継続して使用する場合、アトピー性皮膚炎のヘパリン類似物質と尿素に関しては別途の負担の対象外**と整理してはどうか。一方、**他の疾患に対して使用された成分は、原則、別途の負担の対象**と整理してはどうか。

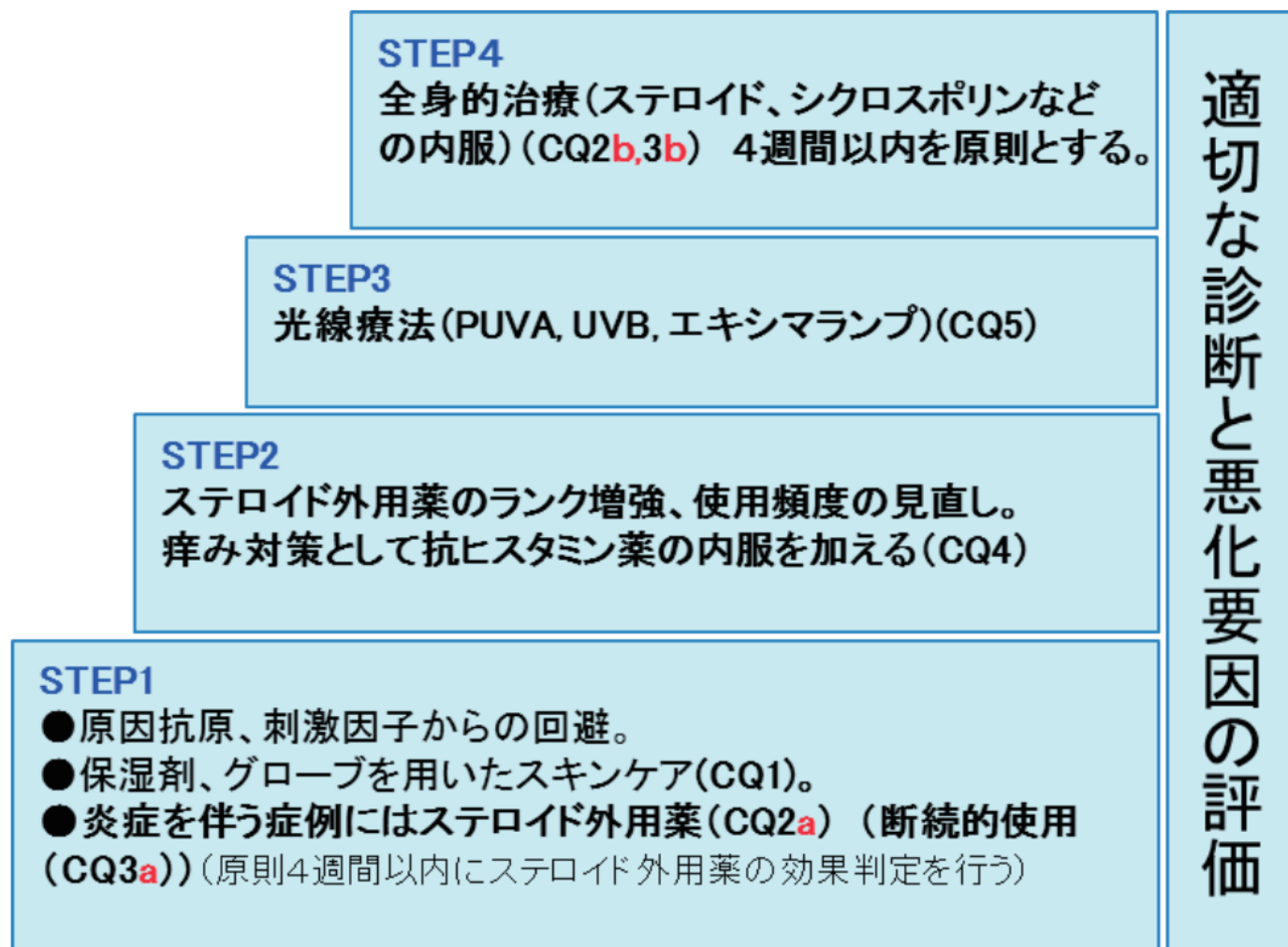
- ただし、年間を通じて皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤が定期的に使用されている患者の中に、重症の皮膚疾患を有すると考えられる例が一定数認められる。

- アトピー性皮膚炎以外の皮膚疾患については、必ずしも画像検査等によって重症度を判断するものではなく、視診、症状、疾患活動性、治療経過等を総合して重症度を判断する場合が多い。皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤については、それまでに通年で使用しているだけでなく、症状または疾患活動性が十分に改善せず、外用薬だけでなく、免疫抑制剤等による全身療法を併用した治療歴（例：直近1年以内）がある場合は重症と考えることが出来ることから（※）、令和10年度末までの経過措置として当該患者については**別途の負担の対象外**と整理してはどうか。

（※）例えば、手湿疹診療ガイドラインにおいては、重症度に応じた段階的な治療が推奨されている。まずは原因・増悪因子の回避や外用療法を行い、軽快しない場合には段階的に治療を強化し、重症例では免疫抑制剤による全身的治療が推奨されている。

- 経過措置終了までの間に、診療ガイドラインのエビデンスの状況、制度実施後の使用実態等を踏まえ、本要件の必要な見直しを行う。

図7 手湿疹診療アルゴリズム



論点

【処置等の一環、長期使用】

- 処置等の一環、長期使用の場合の別途の負担を求めない療養の範囲について、資料に示したとおりの整理でよいのか。また医療現場でばらつくことが少なく、確認可能な判断基準や方法となっているか。

一部保険外療養の施行に向けた技術的な検討について

- 1 効能・効果の違いについて
- 2 別途の負担を求めない者と求めない療養の範囲について
- 3 中間とりまとめ（案）について（別紙）

OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会「中間とりまとめ」(概要)(案)

検討の前提

- 健保法改正で、OTC医薬品と成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品(約77成分)を使用する場合には、原則として別途の負担(薬剤費の4分の1)を求めることとした。

必要な受診が確保されるよう、効能効果の対応関係・別途の負担を求めない範囲等を検討し、中間的にとりまとめた

1. OTC医薬品では対応できない効能効果

医療用医薬品とOTC医薬品では、効能効果が異なる場合があり、各成分毎に効能効果の対応関係を検討した

効能効果の違い(例)(青字はOTC医薬品にない効能効果)

対象成分	医療用医薬品の効能効果	OTC医薬品の効能効果
フェキソフェナジン塩酸塩(抗アレルギー薬)	アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和:くしゃみ、鼻水、鼻づまり

▶蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒の場合は、別途の負担の対象外

ヘパリン類似物質(保湿剤)	血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防、進行性指掌角皮症、皮脂欠乏症、外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、筋性斜頸(乳児期)、凍瘡	きず・火傷のあとの皮膚のしこり・つっぱり(顔面を除く)、手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、手足のひび・あかぎれ、乾皮症、小児の乾燥性皮膚、しもやけ(ただれを除く)、打ち身・捻挫後のはれ・筋肉痛・関節痛
---------------	---	--

▶血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、筋性斜頸(乳児期)の場合は、別途の負担の対象外

2. がん、難病患者への使用等

別途の負担の対象外とする者・療養の具体的な範囲について検討した

別途の負担を求めない者・療養(例)

- がん患者(がんに関連ない症状は負担対象)
- 指定難病患者(軽度者も含む。)(指定難病に関連ない症状は負担対象)
- 国の公費負担医療の受給者(公費負担と関連ない症状は負担対象)
- 入院中(退院時を含む)の使用
- 処置等に伴う14日分までの使用
- 長期使用
 - 内服薬:50週を超える場合は別途の負担の対象外
 - 外用薬:長期使用にエビデンスがある場合を除き負担対象
※ただし、一定の重症患者への長期使用の実態を踏まえ、湿布・皮膚保湿剤等は別途の負担の対象外とする令和10年度末までの経過措置を講じて、それまでに診療ガイドラインのエビデンスの状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。
- OTC添付文書に「服用しない」と記載されている「妊婦」、「妊娠している可能性がある女性」、「授乳婦」(例:イトブリド)

3. 現場の実務・患者の納得感

現場の実務が複雑になり、医師によって判断が分かれると、患者の納得が得られないため、できるだけ統一的な仕組みとすべき

今後、「中間とりまとめ」を医療保険部会等に報告し、令和8年秋頃を目途に結論を得る予定

OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ

(案)

令和8年〇月〇日

OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会

1. はじめに

- 将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から、給付と負担の見直しを行う健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が、令和8年6月5日に公布された。
- 同法においては、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑み、その要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする一部保険外療養が創設され、
 - ・ 「医療用医薬品の処方を受ける方」と「OTC医薬品を購入する方」との公平性を確保する観点や、
 - ・ 現役世代を中心とする保険料負担を軽減する観点から、OTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品をいう。以下同じ。）との代替性が特に高い医療用医薬品（いわゆる「OTC類似薬¹」）の使用について、一部保険外療養に位置付けることとしている。
- このOTC類似薬の一部保険外療養の仕組みについては、令和7年末までの社会保障審議会医療保険部会での議論では、
 - ・ 対象となるOTC類似薬は、OTC医薬品と成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品（77成分）とすること
 - ・ 当該OTC類似薬を使用する方に当該OTC類似薬の薬剤費の4分の1を保険外の別途の負担としてお支払いいただくこと
 - ・ 引き続き必要な医療が確保されるよう、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対しては、別途の負担を求めない配慮を行うこと

¹ 「OTC類似薬」の明確かつ共通の定義は存在しない（効能・効果や成分など、何に着目して医療用医薬品とOTC医薬品の類似性を判断するかについて様々な考え方が存在する。）。

とされている。

○ 一部保険外療養については、実施までに整理すべき論点が存在し、具体的には、

- ・ 一部保険外療養の対象とする対象医薬品（77 成分）については、ＯＴＣ医薬品とＯＴＣ類似薬（医療用医薬品）の間に、同一の成分であっても、それぞれの承認されている効能・効果の範囲や、添付文書に記載されている効能・効果の記載ぶりが異なる場合があり、このような場合についてどのように整理するか
 - ・ 別途の負担を求めない範囲について、どのような者のどのような療養について、別途の負担を求めないことが適当か
- という論点が存在する。

○ これらの論点について、医学的、薬学的等の観点から検討を行うべく、医学・薬学等の有識者から構成される本検討会「ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会」を立ち上げ、令和８年６月２５日に第１回を開催し、これまで○回にわたり議論を行ってきた。今般、これら対象医薬品及び別途の負担を求めない配慮を行う場合の具体的な範囲について、一定の結論を得たため、中間とりまとめとしてここに整理する。

２．一部保険外療養の対象医薬品について

（１）基本的な考え方

○ 本制度は、必要な受診を行った上で、結果的に対象となる医療用医薬品が支給される場合に別途の負担を求めるものであり、一律にＯＴＣ医薬品を用いたセルフメディケーションを求めるものではない。このため、整理に当たっては、医療用医薬品を使用することを前提に、対象となる医療用医薬品について、どのような保険給付を行うことが適当かという観点から検討を行った。

○ その上で、今回対象となる医療用医薬品とＯＴＣ医薬品は成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なるものであり、代替性が特に高い医薬品を対象医薬品としていることから、対象医薬品を使用する場合は、原則として別途の負担の対象となることが基本である。

○ 他方で、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品は制度上異なる位置づけであることや、医療用医薬品は医師の指示に基づき使用されるものである一方で、ＯＴＣ医薬品は患者自身の判断により使用されるものであるため、使用場面が異なる場合があることにより、対象医薬品のうち特定の成分

については、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品が同一の成分であっても効能・効果が一致しない場合がある。

- このような、ＯＴＣ医薬品において認められていない効能・効果を目的として医療用医薬品を使用する場合は、別途の負担を求めないこととする。

（２）対象医薬品の考え方

- 対象医薬品（77 成分）の選定に当たっては、ＯＴＣ医薬品と成分及び投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品としている。その際、剤形が一致するＯＴＣ医薬品が存在しない場合であっても、同一成分・同一投与経路のＯＴＣ医薬品が存在する場合には、剤形が異なるにとどまることから、代替性は否定されないものとして整理した。
- また、成分の含有量又は濃度が一致しない場合であっても、一日最大用量の設定がない場合や、ＯＴＣ医薬品の方が医療用医薬品を上回る含有量又は濃度を有する場合には、医療用医薬品の一日最大用量が明らかに高いとまではいえないため、代替性は否定されないものとして整理した。他方で、成分が完全に一致しない配合剤や、医療用医薬品の方が一日最大用量が大きい場合には、代替性がないものとして整理した。

（３）効能・効果の考え方

- 医療用医薬品は、医師の診断に基づき処方・調剤される医薬品であり、医療保険制度の下で医療用医薬品として提供されるものである一方、ＯＴＣ医薬品は、患者自身の判断により用いられることが前提とされていることから、その効能・効果については、患者自身でも判断可能な症状等により記載されていることが基本である。
- 具体的には、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品の効能・効果の対応関係については、次の類型により整理することとした。
 - ① 効能・効果が対応すると整理される場合
 - ア 疾患名が直接対応している場合
 - ＴＣ医薬品として承認されている効能・効果が疾患名で記載されており、医師が診断した疾患名に直接又は実質的に対応している場合
 - イ 症状等として対応している場合
 - ＴＣ医薬品として承認されている効能・効果が症状等を基礎として記載されており、医師が診断した疾患に通常伴う症状、身体状態

又は当該医薬品の使用目的と対応している場合

② 効能・効果が対応しないと整理される場合

医療用医薬品とＯＴＣ医薬品とで、使用される目的が明らかに異なる場合

○ さらに医療用医薬品とＯＴＣ医薬品では、制度上の位置づけや使用場面の違いを踏まえ、効能・効果の記載が異なる場合があるため、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品の効能・効果が一致しているかについては、以下の観点を踏まえて、効能・効果の対応関係の有無を総合的に判断することとした。

- ・ ＯＴＣ医薬品の添付文書に記載された症状等又はその処方目的が、医療用医薬品が用いられる処方目的と対応していること
- ・ 疾患・病態ごとに細かく区分し医療現場における運用が複雑とならないようにすること
- ・ 判断基準が複雑になることで医師ごとの判断がばらつくことがあると、同じ疾患において患者負担の有無が異なり、患者にとって制度上の取扱いが分かりにくく、納得感を得にくいものとなること
- ・ 同一又は類似の薬効群に属する他成分との整理との均衡も踏まえ、制度上の取扱いに大きな不均衡が生じないようにすること
- ・ 医療用医薬品とＯＴＣ医薬品とで使用される治療目的が明らかに異なる場合には、効能・効果が一致しない場合として整理すること

(４) 別途の負担を求めない場合について

○ 上記を踏まえ、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品の効能・効果が一致しておらず、別途の負担を求めない場合を別紙２のとおり整理した。

３. 別途の負担を求めない者と療養の範囲

○ 一部保険外療養の実施に当たっては、引き続き必要な医療が確保されるよう、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対しては、別途の負担を求めない配慮を行うこととしており、本検討会においては、このうち、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等について、別途の負担を求めない者と療養の範囲について検討を行った。

(1) がん患者

①基本的な考え方

- 指定難病や小児慢性特定疾病等の公費負担医療においては、「疾患名」そのものに対する治療だけでなく、治療の必要性や継続性に基づいて、助成する治療の対象が整理されている。
- 一部保険外療養におけるがん患者についても、「がんの治療中に、がんやその治療に関連して生じた状態」に対する対象医薬品の使用については、別途の負担を求めないことと整理する。具体的には、がんの症状への対応のほか、抗がん剤治療、放射線治療、手術等に伴う副作用や有害事象への対応、免疫抑制状態等への対応が該当する。
- 他方で、がんとは別の疾患の治療や、それに起因して生じた一般的な症状への対応については、原則として、がん患者であることのみを理由に別途の負担を求めないこととするものではない。また、がん治療が終了した後に、何らかの症状の軽減等のために長期間にわたり薬物対応が必要な場合については、(6)の「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」として別途の負担を求めないことと整理する。

がん患者における基本的な考え方

がんの主疾患治療	別途の負担の <u>対象外</u> (主たる抗がん治療薬は本制度の対象医薬品に含まれていない。)
がん治療に伴う副作用・有害事象への対応	別途の負担の <u>対象外</u>
がんと直接関係しない一般的症状	別途の負担の <u>対象</u>
治療終了後も長期に薬物投与が必要な場合	「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」に該当する場合は、別途の負担の <u>対象外</u>

②「がん治療中」の考え方

- 「がん治療中」とは、確定診断名としての「がん」(疑いを除く。)を有する患者のうち、単に診断歴を有することのみをもって判断するのではなく、当該がん及びその治療に関連して生じた状態に対し、現

に治療行為を伴う診療を継続的に受けている場合又は治療開始に向けて具体的な治療計画の下で継続的な診療管理を受けている場合と整理する。

- ここでいう「治療行為を伴う診療」には、例えば、抗悪性腫瘍剤による薬物療法、放射線治療、手術後の補助療法、ホルモン療法など、緩和目的を含むがん又はその治療に関連して生じた状態に対する継続的治療等が含まれる。
- 他方で、既に治療行為が終了しており、再発の有無等を確認するための定期的な診察、画像検査その他の経過観察のみを受けている場合は、「がん治療中」には該当しない。

「がん治療中」の考え方の例

「がん治療中」に該当する場合	・ 外来にて抗がん剤等の薬物療法を継続的に受けている場合 ・ 病理検査等によりがんと診断され、術前化学療法又は手術に向けた診療計画が既に決定されている場合
「がん又はその治療に関連して生じた状態」に該当する場合	・ がん治療薬の副作用の支持療法（便秘、口内炎、皮膚障害等）を受けている場合 ・ がん治療に伴う好中球減少期の発熱、感染疑いの場合に使用するかぜ薬、解熱鎮痛剤を処方する場合 ・ 緩和ケア治療を受けている場合
「がん治療中」に該当しない場合	・ 過去にがんの診断歴はあるが、現在は再発なく、定期受診のみ継続している場合 ・ 胃がん術後で、定期的な画像検査等による経過観察を受けているものの、胃がんに対する薬物療法等の治療行為は終了している場合 ・ がんの疑い・再発疑いで精査中の場合 ・ 前がん病変の状態でがんの診断ではない場合
「がん又はその治療に関連して生じた状態」に該当しない場合	・ がん治療中だが、がん治療との関連が薄い症状（花粉症、水虫、齲歯等）の場合 ・ がん治療中だが、がん治療に伴わない一般的な症状（便秘、風邪、腰痛等）の場合

（２）難病患者

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）においては、発病の機構が明らかでないこと、治療方法が確立していないこと、希少な疾病であること、長期の療養を必要とすること、患者数が一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準が確立していること等の要件を満たすものを「指定難病」として位置づけている²。
- 指定難病の患者の医療費の負担軽減を図るという難病法の趣旨を踏まえ、指定難病患者³については、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に対する対象医薬品の使用については、別途の負担を求めないことと整理する。

（３）国の公費負担医療の対象者（難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方）

- 国の公費負担医療制度は、特定の疾病、障害、状態等に対して、特別な配慮を行う必要がある場合に設けられている制度である。このような制度趣旨から、公費負担医療の対象者は、指定難病と同様に、長期にわたり療養や治療を要し、医師の診断・判断の下で継続的な医療管理が行われる必要があるなど、一定の配慮を要する状態にあることを前提としていることから、難病患者と同様に、国の公費負担医療の対象者が、当該公費負担医療を受ける際に対象医薬品を使用する場合は、別途の負担を求めないことと整理する⁴。

（４）入院患者

- 入院患者は、急性期又は慢性期の疾病等により、医師の管理下で集中的かつ継続的な治療を受けている状態にあり、処方される薬剤は、当該入院治療や処置の一環として用いられている場合が多く、医療提供の場面や治療環境が外来患者とは大きく異なるため、入院患者に対し、入院中（退院時を含む。）に対象医薬品が処方された場合は、別途の負担を求めないことと整理する。

² 難病法は、指定難病のうち病状の程度が一定以上の者について医療費助成等の支援を行っている。

³ 難病法に基づく医療費助成の対象か否かを問わない。医療費助成の対象とならない指定難病患者については、指定難病の登録者証等により、指定難病患者であることを確認する。また小児慢性特定疾病医療費については、国の公費負担制度の助成を受ける療養と同様の整理とする。

⁴ 地方自治体が単独で実施する公費負担医療については、地方自治体ごとに実施の有無やその趣旨、内容等にばらつきがあることから、配慮の対象とすることは実務上の課題が存在する。

(5) 処置等の一環で行われる処方

①基本的な考え方

- 処置等の一環として行われる処方に該当する場合としては、処置等に伴う症状（症状の主要因が処置等によるものである場合。症状が処置等以前からあった場合は含まない。）への対応として、処置等の前から同一又は類似の医薬品の投薬が行われておらず、新たに処置等と同日に処方が行われた場合が考えられる。このような場合に処方される対象医薬品については、別途の負担を求めないことと整理する。

②処置等の範囲

- 別途の負担を求めない処置等の範囲については、医科診療報酬点数表の

- ・ 第3部「検査」のうち、生検、穿刺その他の侵襲を伴う検査
- ・ 第9部「処置」
- ・ 第10部「手術」

に位置づけられる医療行為を基本として、外来で実施される侵襲を伴う医療行為で生ずる疼痛管理、その他の処置後の急性期管理を目的として処方されるものを対象として整理する。

③処置等の一環として行われる処方期間の考え方

- 処置等に伴う症状への対応として新たに処方される医薬品は、当該処置等に伴う疼痛や炎症等の急性期管理を目的とするものであり、これらの症状は一般に短期間で経過することが想定される。

- この点について、NDBデータにより、K000 創傷処理と同日にロキソプロフェンが処方された場合の処方量を確認したところ、最頻値は10錠、中央値は12錠、平均は21錠であり、7日分相当である21錠以内が74.1%、14日分相当である42錠以内が89.3%を占めていた。

- このため、処置等の一環で処方される対象医薬品については、制度運用上の分かりやすさも踏まえ、14日分までを別途の負担を求めないことと整理する。

(6) 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方

①基本的な考え方

- 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方の整理に当たっては、対象医薬品が使用されている期間の長短そのものではなく、

当該対象医薬品が、どのような医療上の目的と管理の下で使用されているかに着目した。

- 1年を通じた使用実態を確認することにより、症状が季節や環境要因によらず持続しており、医師の管理下で継続的な治療が行われている状態を客観的に把握することが可能である。
- このため、「長期使用」とは、暦年で365日連続して使用されていることを形式的に求めるものではないものの、1年という単位の中で、医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、当該対象医薬品の長期使用等が医療上必要であると認めている状態を指すものとして整理する。

②内服薬における長期使用の考え方

- 内服薬（屯服薬を除く。）については、処方日数が比較的正確に把握できることから、年間の処方日数を用いて、1年を通じた使用実態を外形的に確認することが可能である。
- 内服薬の年間処方日数別の患者構成比を見ると、多くの成分においては、0～9週などの短期間の処方が患者全体の大半を占めており、これらは急性症状や一時的な状態に対する使用が中心であると考えられる。他方で、50週処方されている患者は、全体から見れば少数の割合ではあるものの、症状が季節や環境要因によらず持続し、医師の管理下で、年間を通じた治療継続が行われている状態であると考えられることから、内服薬における長期使用⁵については、年間処方日数がおおむね50週であることを目安として整理する。
- 年間処方日数がおおむね50週であることについては、診療情報提供書、薬剤情報、お薬手帳、オンライン資格確認による薬剤情報等により、過去の診療経過又は処方歴を確認することとする。
- 上記の手段により過去の診療経過又は処方歴を確認できなかった場合については、原則として別途の負担の対象となるが、少なくとも初診から6か月間にわたり、症状の持続又は反復と対象医薬品の継続的又は反復的な使用が確認され、当該医薬品の通年で使用すること（直

⁵ 年間処方日数がおおむね50週に該当すると考えられる例：寝たきりの活動量低下に伴う慢性便秘症に対して、酸化マグネシウムを「90日分ずつ年4回」、「28日処方を概ね月1回」又は「リフィル処方箋の使用により同一処方が年間を通じて継続」で処方される場合。

近の実績を含め少なくとも 50 週の継続)が医療上必要であると医師が認めている場合⁶には、年間処方日数がおおむね 50 週を満たしていない時点でも、本要件に該当することが可能と整理する。

③外用薬における長期使用の考え方

○ 外用薬（軟膏、湿布等）については、

- ・ 患者ごとの使用量や使用頻度に個人差が大きい
- ・ 1日使用量×日数として処方されることの多い内服薬と異なり、総量で処方されることが多く、処方日数が必ずしも明確になっていない
- ・ 対症療法として使われる外用薬は反復して長期間処方される場合や処方の総量が多い場合であっても医師が必ずしも連日使用を指示しているとは限らない

ことから、処方日数を用いて通年性を判断することが困難である。

○ このため、外用薬における長期使用等の該当性については、医薬品がどれだけ処方されたかではなく、医師が慢性又は再発性の疾患に対して、当該医薬品を毎日継続して使用することを指示し、通年で定期的に使用しているかどうかに着目し、

- ・ 慢性又は反復性の疾患として明確に診断されていること
- ・ 当該成分の継続的又は反復的な使用が、単なる症状緩和にとどまらず、診療ガイドライン等において、その有効性や必要性が示されていること
- ・ 継続の必要性が患者の自覚症状や使用感に過度に依存せず客観的に判断できること
- ・ 同一又は類似薬効群との均衡やOTC医薬品で対応している者との公平性を確保できること

等を踏まえ、総合的に判断する。なお、年間を通じた使用についての確認方法や初診の考え方は内服薬における整理と同様に考える。

○ 様々な種類の外用薬について、医薬品の類型ごとに、以下のような目安を設ける。

- ・ 抗真菌外用薬については、表在皮膚真菌症に対する一定期間の治療又は再発時の治療が中心と考えられ、別途の負担の対象として整理する。

⁶ 初診から6か月間にわたり、症状の持続又は反復と対象医薬品の継続的使用が確認され、当該医薬品の通年で使用すること（直近の実績を含め少なくとも50週の継続）が医療上必要であると医師が認めている場合の例：慢性便秘症で、過去6か月以上対象医薬品が継続処方されており、今後も年間を通じた当該医薬品の使用が必要と判断される場合。

- ・ 消毒薬については、創傷処置の管理等を目的として使用される場合が中心であり、別途の負担の対象として整理する。
- ・ ステロイド外用薬については、慢性・再発性疾患使用される場合があるが、急性増悪時の短期使用が中心であり、別途の負担の対象として整理する。
- ・ 点眼薬については、季節性のアレルギー性結膜炎等に対する使用が中心である一方、通年性のアレルギー性結膜炎等により、医師の指示の下で毎日点眼するなど、年間を通じた継続使用が必要となる場合がある。このため、通年性が確認できる場合には、長期使用等に該当するものとして別途の負担の対象外と整理する。

○ 鎮痛消炎剤の外用薬については、

- ・ 主として疼痛緩和を目的として用いられる場合が多く、使用継続の必要性が患者の自覚症状に左右されやすい。また、急性疼痛や変形性関節症等に対する短期から一定期間の有効性は確認されているものの、1年を通じた継続使用については、診療ガイドラインにおいて有効性や必要性が明確に示されているのは一部の成分・製剤に限られている。
- ・ 他方で、年間を通じて鎮痛消炎剤の外用薬が処方されている患者の中には、変形性関節症等の慢性かつ重度の疼痛性疾患を有していると考えられる例が一定数認められる。

このため、令和10年度末までの経過措置として、鎮痛消炎剤の外用薬については、疼痛等の自覚症状が持続しこれまで通年で使用しているだけでなく、画像検査などで慢性かつ重度の疾患（例：変形性膝関節症における Kellgren-Lawrence (KL) 分類の Grade 4）であることが客観的に確認され、医師が年間を通じた疼痛管理として継続使用が医療上必要と判断し、毎日使用することを指示して処方する場合に限り、別途の負担の対象外と整理する。

なお、経過措置終了までの間に、診療ガイドラインのエビデンスの状況、制度実施後の処方実態等を踏まえ、必要な見直しをおこなう。

○ 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤については、

- ・ 皮膚乾燥、かゆみ、手指のあれ等を目的として繰り返し使用されるため、使用継続の必要性が患者の主観に左右されやすい。また、加齢による皮脂欠乏症、進行性指掌角皮症、肥厚性瘢痕・ケロイドに対する短期から一定期間の有効性は確認されているものの、1年を通じて継続的に外用することについて、診療ガイドラインにおいて

有効性や必要性が明確に示されているのは、アトピー性皮膚炎のヘパリン類似物質と尿素に限られる。

- ・ 他方で、年間を通じて皮膚保湿剤等が定期的に使用されている患者の中に、重症の皮膚疾患を有すると考えられる例が一定数認められる。

アトピー性皮膚炎以外の皮膚疾患については、必ずしも画像検査等によって重症度を判断するものではなく、視診、症状、疾患活動性、治療経過等を総合して重症度を判断する場合が多い。このため、現時点では1年を超えて長期投与した場合の有効性が十分に確認されているとはいえないことを踏まえつつ、皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤については、これまで通年で使用しているだけでなく、症状または疾患活動性が十分に改善せず、外用薬だけでなく、免疫抑制剤等による全身療法を併用した治療歴（例：直近1年以内）がある場合は重症と考えることが出来ることから、令和10年度末までの経過措置として、当該患者に対して毎日使用することを指示して処方する場合に限り、別途の負担の対象外と整理する。

なお、経過措置終了までの間に、診療ガイドラインのエビデンスの状況、制度実施後の処方実態等を踏まえ、必要な見直しを行う。

(7) OTC医薬品を服用しないこととされている方

- OTC医薬品と医療用医薬品の添付文書を比較すると、OTC医薬品には「服用しないこと」と記載されている場合であっても、医療用医薬品においては必ずしも「禁忌」とされておらず、医療機関での処方が可能な場合がある。

- このような「服用しないこと」の記載の趣旨は一様ではなく、
 - ① 自己判断による服用を避け、医師による個別の判断を求めるもの
 - ② OTC医薬品の効能・効果又は使用対象を限定するもの
 - ③ 原則として使用を避けることを前提とするものの大きく3つに分類されると本制度においては整理した。

①自己判断による服用を避け、医師による個別の判断を求めるもの

- 年齢、疾患、症状、併用薬、使用期間を理由にOTC医薬品を「服用しないこと」と記載されている場合は、自己判断による服用を避け、基礎疾患や症状、併用薬剤などを踏まえて医師が判断することを前提としている。

- 本制度は、必要な受診を行った上で、結果的に対象となる医療用医薬品が支給される場合に別途の負担を求めるものであり、引き続き必要な受診が確保されることから、単に医療機関を受診することを意図した記載の有無をもって、別途の負担の取扱いが異なることは適切ではない。
 - また、医師の判断によって別途の負担の有無が異なる取扱いとすると、患者にとって制度上の取扱いが分かりにくくなるおそれがあることから、このような場合においては、ＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている患者についても、それ以外の患者と同様に、別途の負担の対象と整理する。
- ② ＯＴＣ医薬品の効能・効果又は使用対象を限定するもの
- 部位又は性別を理由にＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている場合は、患者が自己判断でＯＴＣ医薬品を使用せず、医療機関を受診することを前提とするものである。
 - また、このような記載は、ＯＴＣ医薬品の効能・効果又は使用対象が医療用医薬品と比較して限定されていることを踏まえたものである。
 - このため、「服用しないこと」の記載をもって、別途の負担の有無を判断するのではなく、上記２及び３（１）から（６）までで示した「効能・効果の違い」又は「別途の負担を求めない者と療養の範囲」に該当するかで別途の負担の有無を判断することと整理する。
- ③ 原則として使用を避けることを前提とするもの
- 妊婦等⁷に対してＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている場合については、医療用医薬品においても「治療上の有益性が危険性を上回る場合にのみ使用する」という有益性投与の考え方を基本としており、単に医療機関の受診を求める趣旨ではない。
 - 胎児・乳児への影響の可能性も考慮して、原則として使用を避けることを前提に、医師が母体への治療上の有益性と胎児・乳児へのリス

⁷ 別途の負担を求めないこととする者については、「妊婦」、「妊娠している可能性があるためＯＴＣ医薬品を服用できない女性」及び「授乳婦」とする。また、対象となる医療用医薬品については、ＯＴＣ医薬品の添付文書に「服用しないこと」と記載されており、医療用医薬品の添付文書において妊婦又は授乳婦に関する注意喚起がある薬剤を対象とする。妊婦、妊娠している可能性のあるためＯＴＣ医薬品を服用できない女性、授乳婦については、本人申告（問診票）のほか、必要に応じて、母子健康手帳、診療録に基づき、医師が確認する。

クを比較衡量した上で、例外的に必要な場合のみ使用するものと考えられることから、特別な考慮が必要であり、別途の負担の対象外として整理する。

4. おわりに

- 本検討会では、令和8年6月から4回にわたり、ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けて議論を重ね、以上のとおり中間とりまとめを行った。今後、社会保障審議会医療保険部会等に報告した上で、一部保険外療養制度の施行に向けて、引き続き、必要な検討を進めていくことが適当である。
- ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養の実施については、医療保険制度の持続可能性を確保し、世界に冠たる国民皆保険を次世代に繋いでいくために重要な取組であると同時に、本取組の実施によって国民が必要な医療を受ける機会が失われないようにすることもまた重要である。
- そのため、本検討会においては、医学、薬学、医療経済学等の有識者、それぞれの見地から、引き続き必要な受診が確保されるよう、一部保険外療養の別途の負担を求めないこととする患者の範囲等の検討を行い、一定の結論を得たが、本結論は不変のものではなく、本制度の実施により、処方シフトも含め医療現場や患者の受療行動にどのような変化が生じたか等について、不断の検証を行い、本取組の実施によって不必要な処方シフトが行われないようにしつつ、国民が必要な医療を受ける機会が失われないようにするため、必要な見直しを行っていくものである。その際、別途の負担を求めない患者の範囲等についての検証を実効的なものとするため、診療報酬請求書等において、どのような判断により別途の負担の対象外となったかについて記載を求めることとする。
- また、本検討会において一定の結論を得た一部保険外療養の別途の負担を求めない配慮の仕組みを含め、本制度は新たに実施するものであることから、本制度の検討に当たっては、医師、薬剤師等の医療従事者、患者、保険診療に係るシステムベンダ等の様々な方々の協力を得て進めていくことが不可欠である。そのために、本制度の検討に当たっては、制度が複雑なものとならず、制度の目的や運用が分かりやすく納得感のあるものとなるよう設計するとともに、円滑な施行が可能となるよう、丁寧な周知を行っていくことが求められる。
- これらの点について、引き続き、社会保障審議会医療保険部会をはじめ

関係審議会等において様々な関係者と議論の上、成案を得ていくことが望まれる。

(別紙 1)

○ＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会 構成員名簿

令和 8 年 6 月 25 日現在
(５０音順 敬称略)

いいじま ひろや 飯 島 裕也	イイジマ薬局 開設者
いなもり まさひこ 稲 森 正彦	横浜市立大学 医学部 教授
おかざき けん 岡 崎 賢	東京女子医科大学 医学部 教授
かとう のりと 加藤 則人	京都府立医科大学 北部キャンパス長
かねこ あきひろ 金子 明寛	池上総合病院 口腔感染センター長
こんどう たろう 近 藤 太郎	近藤医院 院長
なるかわ まもる 成 川 衛	北里大学 薬学部 教授
なるせ みちのり 成瀬 道紀	日本総研 調査部 主任研究員
たにがき しんじ 谷 垣 伸治	杏林大学 医学部 教授
はりがえ ひでお 張 替 秀郎	東北大学 理事・副学長
はせがわ としお 長谷川 利雄	はせがわ整形外科運動器エコークリニック 顧問
ふじおか おさむ 藤 岡 治	藤岡耳鼻咽喉科医院 院長
ほりかわ ひさよ 堀 川 壽代	合名会社 光栄堂薬局 代表社員
むとう まさき 武藤 正樹	日本医療伝道会衣笠病院グループ 理事
むとう まなぶ 武藤 学	京都大学 医学研究科 教授

別途の負担の対象となる各成分ごとの効能・効果の一覧(案)

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)	効能・効果(OTC)	別途の負担の対象・対象外
鎮痛消炎剤(内服)	イブプロフェン	○下記疾患並びに症状の消炎・鎮痛 関節リウマチ、関節痛及び関節炎、神経痛及び神経炎、背腰痛、頸腕症候群、子宮付属器炎、月経困難症、紅斑(結節性紅斑、多形滲出性紅斑、遠心性環状紅斑) ○手術並びに外傷後の消炎・鎮痛 ○下記疾患の解熱・鎮痛 急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む)	関節リウマチ	対象
			関節痛及び関節炎	対象
			神経痛及び神経炎	対象
			背腰痛	対象
			頸腕症候群	対象
			子宮付属器炎	対象
			月経困難症	対象
			紅斑(結節性紅斑、多形滲出性紅斑、遠心性環状紅斑)	対象
	ロキソプロフェン ナトリウム水和物	○下記疾患並びに症状の消炎・鎮痛 関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、肩関節周囲炎、頸腕症候群、歯痛 ○手術後、外傷後並びに抜歯後の鎮痛・消炎 ○下記疾患の解熱・鎮痛 急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む)	手術並びに外傷後の消炎・鎮痛	対象
			急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む)	対象
			関節リウマチ	対象
			変形性関節症	対象
			腰痛症	対象
			肩関節周囲炎	対象
			頸腕症候群	対象
			歯痛	対象
鎮痛消炎剤(外用)	インドメタシン	下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎 変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎(テニス肘等)、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	手術後、外傷後並びに抜歯後の鎮痛・消炎	対象
			急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む)	対象
			変形性関節症	対象
			筋肉痛	対象
			外傷後の腫脹・疼痛	対象
			変形性関節症	対象
			肩関節周囲炎	対象
			腱・腱鞘炎	対象
	ジクロフェナクナトリウム	下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎 変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎(テニス肘等)、筋肉痛(筋・筋膜性腰痛症等)、外傷後の腫脹・疼痛	腱・腱鞘炎	対象
			腱周囲炎	対象
			上腕骨上顆炎(テニス肘等)	対象
			筋肉痛	対象
			外傷後の腫脹・疼痛	対象
			変形性関節症	対象
			肩関節周囲炎	対象
			腱・腱鞘炎	対象
	フェルビナク	下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎 変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎(テニス肘等)、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛	腱・腱鞘炎	対象
			腱周囲炎	対象
			上腕骨上顆炎(テニス肘等)	対象
			筋肉痛	対象
			外傷後の腫脹・疼痛	対象
			変形性関節症	対象
			肩関節周囲炎	対象
			腱・腱鞘炎	対象
	サリチル酸メチル・dl-カンフル・トウガラシエキス	下記における鎮痛・消炎 捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛	捻挫	対象
			打撲	対象
			筋肉痛	対象
			関節痛	対象
			骨折痛	対象
			捻挫	対象
			打撲	対象
			筋肉痛	対象
	サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル	下記における鎮痛・消炎 捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛	捻挫	対象
			打撲	対象
			筋肉痛	対象
			関節痛	対象
			骨折痛	対象
			捻挫	対象
			打撲	対象
			筋肉痛	対象
	サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル・グリチルレチン酸	下記における鎮痛・消炎 捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛、虫さされ	捻挫	対象
			打撲	対象
			筋肉痛	対象
			関節痛	対象
			骨折痛	対象
			虫さされ	対象
			捻挫	対象
			打撲	対象
抗アレルギー薬	アシタザノラスト水和物	アレルギー性結膜炎	アレルギー性結膜炎	対象
			アレルギー性結膜炎	対象
	ベミロラストカリウム	○アレルギー性結膜炎 ○春季カタル	アレルギー性結膜炎	対象
			春季カタル	対象

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)		効能・効果(OTC)	別途の負担の 対象・対象外
抗アレルギー薬	ケトチフェンフマル酸塩	アレルギー性結膜炎	アレルギー性結膜炎	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような目のアレルギー症状の緩和: 目の充血、目のかゆみ、目のかすみ(目やにの多いときなど)、なみだ目、異物感(コロコロする感じ)	対象
		○気管支喘息 ○アレルギー性鼻炎 ○蕁麻疹、湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症	気管支喘息	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水(鼻汁過多)、鼻づまり	対象外
			アレルギー性鼻炎		対象
			蕁麻疹		対象外
			湿疹・皮膚炎		対象外
	エピナスチン塩酸塩	○気管支喘息 ○アレルギー性鼻炎 ○じん麻疹、湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、痒疹、そう痒を伴う尋常性乾癬	皮膚そう痒症	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: 鼻みず、鼻づまり、くしゃみ	対象外
			気管支喘息		対象外
			アレルギー性鼻炎		対象
			じん麻疹		対象外
			湿疹・皮膚炎		対象外
			皮膚そう痒症		対象外
			痒疹		対象外
			そう痒を伴う尋常性乾癬		対象外
	アレルギー性結膜炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性結膜炎	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような目のアレルギー症状の緩和: 目の充血、目のかゆみ、目のかすみ(目やにの多いときなど)、なみだ目、異物感(コロコロする感じ)	対象
	フェキソフェナジン塩酸塩	○アレルギー性鼻炎 ○蕁麻疹 ○皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒	アレルギー性鼻炎	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水、鼻づまり	対象
			蕁麻疹		対象外
			皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒		対象外
	フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸ソロイドエフェドリン	アレルギー性鼻炎	アレルギー性鼻炎	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水、鼻づまり	対象
	ベポタステンベシル酸塩	〈成人〉 ○アレルギー性鼻炎 ○蕁麻疹 ○皮膚疾患に伴うそう痒(湿疹・皮膚炎、痒疹、皮膚そう痒症) 〈小児〉 ○アレルギー性鼻炎 ○蕁麻疹 ○皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒	アレルギー性鼻炎	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水、鼻づまり	対象
			蕁麻疹		対象外
			皮膚疾患に伴うそう痒(湿疹・皮膚炎、痒疹、皮膚そう痒症)		対象外
	ロラタジン	○アレルギー性鼻炎 ○蕁麻疹 ○皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒	アレルギー性鼻炎	花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: 鼻水、鼻づまり、くしゃみ	対象
			蕁麻疹		対象外
			皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒		対象外
	フルチカゾンプロピオン酸エステル	○アレルギー性鼻炎 ○血管運動性鼻炎	アレルギー性鼻炎	花粉による季節性アレルギーの次のような症状の緩和: 鼻づまり、鼻水(鼻汁過多)、くしゃみ	対象
			血管運動性鼻炎		対象
	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	アレルギー性鼻炎	アレルギー性鼻炎	花粉による季節性アレルギーの次のような症状の緩和: 鼻づまり、鼻水(鼻汁過多)、くしゃみ	対象
総合感冒剤等	塩酸テトラヒドロソリン・プレドニゾン	諸種疾患による鼻充血・うっ血	諸種疾患による鼻充血・うっ血	急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は風鼻腔炎により次の諸症状の緩和: 鼻づまり、鼻みず(鼻汁過多)、くしゃみ、頭重(頭が重い)	対象
	サリチルアミド・アセトアミノフェン・対象外水カフェイン・プロメタジンメチレンジサリチル酸塩	感冒もしくは上気道炎に伴う下記症状の改善及び緩和 鼻汁、鼻閉、咽・喉頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、発熱	鼻汁	かぜの諸症状(のどの痛み、発熱、鼻汁、鼻づまり、くしゃみ、悪寒(発熱による寒気)、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み)の緩和	対象
			鼻閉		対象
			咽・喉頭痛		対象
			頭痛		対象
			関節痛		対象
			筋肉痛		対象
			発熱		対象
	レーカルボステイン	○下記疾患の去痰 上気道炎(咽頭炎、喉頭炎)、急性気管支炎、気管支喘息、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺結核 ○慢性副鼻腔炎の排膿	上気道炎(咽頭炎、喉頭炎)	たん	対象
			急性気管支炎		対象
			気管支喘息		対象
			慢性気管支炎		対象
			気管支拡張症		対象
			肺結核		対象
			慢性副鼻腔炎の排膿		対象

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)	効能・効果(OTC)	別途の負担の 対象・対象外
緩下剤等	酸化マグネシウム	○下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)、上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む) ○便秘症 ○尿路尿酸カルシウム結石の発生予防	胃・十二指腸潰瘍 胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む) 上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む) 便秘症 尿路尿酸カルシウム結石の発生予防	対象外
				対象外
				対象外
				対象
	ピコスルファート ナトリウム水和物	○各種便秘症 ○術後排便補助 ○造影剤(硫酸バリウム)投与後の排便促進	便秘。便秘に伴う次の症状の緩和:頭重、のぼせ、肌あれ、吹出物、食欲不振、腹部膨満、腸内異常醗酵、痔	対象外
				対象
	ピサコジル	便秘症 消化管検査時又は手術前後における腸管内容物の排除	便秘 消化管検査時又は手術前後における腸管内容物の排除	対象
				対象
	マルツエキス	○乳幼児の便秘 ○乳幼児の発育不良時の栄養補給	乳幼児の便秘 乳幼児の発育不良時の栄養補給 OTCで承認がある効能・効果 (和光堂マルツエキス 15100APZ02307000)	対象
				対象
	ベルバリン塩化物 水和物・ゲンノショ ウコエキス	下痢症	下痢、消化不良による下痢、食あたり、はき下し、水あたり、くだり腹、軟便	対象
	イトブリド塩酸塩	慢性胃炎における消化器症状(腹部膨満感、上腹部痛、食欲不振、胸やけ、悪心、嘔吐)	胃もたれ、胃部・腹部膨満感、食欲不振、胸やけ、はきけ、嘔吐	対象
	炭酸水素ナトリウ ム	(経口) ○下記疾患における制酸作用と症状の改善 胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)、上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む) ○アシドーシスの改善、尿酸排泄の促進と痛風発作の予防 (含嗽・吸入) ○上気道炎の補助療法(粘液溶解)	胃・十二指腸潰瘍 胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む) 上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む) アシドーシスの改善、尿酸排泄の促進と痛風発作の予防 上気道炎の補助療法(粘液溶解)	対象
				対象
				対象
				対象外
ビタミン剤 等	アスコルビン酸	○ビタミンC欠乏症の予防及び治療(壊血病、メルレル・パロー病) ○ビタミンCの需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給(消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、はげしい肉体的労働時など) ○下記疾患のうち、ビタミンCの欠乏または代謝障害が関与すると推定される場合(効果が無いのに月余にわたって漫然と使用すべきでない。) ・毛細管出血(鼻出血、歯肉出血、血尿など) ・薬物中毒 ・副腎皮質機能障害 ・骨折時の骨基質形成・骨癒合促進 ・肝斑・雀卵斑・炎症後の色素沈着 ・光線過敏性皮膚炎	ビタミンC欠乏症の予防及び治療(壊血病、メルレル・パロー病) ビタミンCの需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給(消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、はげしい肉体的労働時など) 毛細管出血(鼻出血、歯肉出血、血尿など) 薬物中毒 副腎皮質機能障害 骨折時の骨基質形成・骨癒合促進 肝斑・雀卵斑・炎症後の色素沈着 光線過敏性皮膚炎	対象
				対象
				対象
				対象外
				対象外
				対象外
				対象
				対象外
	トコフェロール酢 酸エステル	(1)ビタミンE欠乏症の予防及び治療 (2)末梢循環障害(間歇性跛行症、動脈硬化症、静脈血栓症、血栓性静脈炎、糖尿病性網膜症、凍瘡、四肢冷感症) (3)過酸化脂質の増加防止 (1)以外の効能については、効果が無いのに月余にわたって漫然と使用すべきではない。	ビタミンE欠乏症の予防及び治療 末梢循環障害(間歇性跛行症、動脈硬化症、静脈血栓症、血栓性静脈炎、糖尿病性網膜症、凍瘡、四肢冷感症) 過酸化脂質の増加防止	対象
				対象
				対象外
	沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェ ロール・炭酸マグ ネシウム	RANKL阻害剤(デノスマブ(遺伝子組換え)等)投与に伴う低カルシウム血症の治療及び予防	次の場合のカルシウムの補給:妊娠・授乳期、老年期、発育期	対象

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)		効能・効果(OTC)	別途の負担の 対象・対象外
ステロイド	オキシテトラサイ リン塩酸塩・ヒドロ コルチゾン	<適応菌種> オキシテトラサイクリン感性菌 <適応症> ○深在性皮膚感染症、慢性膿皮症 ○湿潤、びらん、結痂を伴うか、又は二次感染 を併発している次の疾患： 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール 苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む) ○外傷・熱傷及び手術創等の二次感染 ○歯周組織炎、感染性口内炎、舌炎	深在性皮膚感染症	化膿を伴う次の諸症：湿疹、皮膚炎、あせ も、かぶれ、しもやけ、虫さされ、じんましん 化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛の う炎)	対象
			慢性膿皮症		対象
			湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビ ダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚 炎を含む)		対象
			外傷・熱傷及び手術創等の二次感染		対象
			歯周組織炎		対象外
			感染性口内炎		対象外
			舌炎		対象外
	デキサメタゾン	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女子顔面 黒皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮 膚炎を含む)、皮膚そう痒症、虫さされ、乾癬	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女 子顔面黒皮症、ビダール苔癬、放射線 皮膚炎、日光皮膚炎を含む)	湿疹、かぶれ、皮ふ炎、あせも、かゆみ、虫さ され、じんましん、しもやけ。	対象
			皮膚そう痒症		対象
			虫さされ		対象外
	ヒドロコルチゾン 酪酸エステル	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール 苔癬、脂漏性皮膚炎を含む)、痒疹群(蕁麻疹様 苔癬、ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)、乾癬、 掌蹠膿疱症	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビ ダール苔癬、脂漏性皮膚炎を含む)	湿疹、皮膚炎、かぶれ、かゆみ、虫さされ、あ せも、じんましん	対象
			痒疹群(蕁麻疹様苔癬、ストロフルス、 固定蕁麻疹を含む)		対象
			乾癬		対象外
	プレドニゾン吉 草酸エステル酢酸 エステル	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール 苔癬を含む)、痒疹群(固定じん麻疹、ストロフ ルスを含む)、虫さされ、乾癬、掌蹠膿疱症	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビ ダール苔癬を含む)	湿疹、皮膚炎、かぶれ、かゆみ、あせも、虫さ され、じんましん	対象
			痒疹群(固定じん麻疹、ストロフルス を含む)		対象
			虫さされ		対象外
			乾癬		対象外
	バタメタゾン吉草 酸エステル	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女子顔面 黒皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮 膚炎を含む)、皮膚そう痒症、痒疹群(蕁麻疹様 苔癬、ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)、虫さ され、乾癬、掌蹠膿疱症、扁平苔癬、光沢苔癬、 多孔性紅色皰癬疹、ジベルバラ色皰癬疹、紅斑 症(多形滲出性紅斑、結節性紅斑、ダリエ遠心性 環状紅斑)、紅皮症(悪性リンパ腫による紅皮症 を含む)、慢性円板状エリテマトーデス、薬疹・中 毒疹、円形脱毛症(悪性を含む)、熱傷(瘢痕、ケ ロイドを含む)、凍瘡、天疱瘡群、ジューリング疱 疹状皮膚炎(類天疱瘡を含む)、痔核、鼓室形成 手術・内耳開窓術・中耳根治手術の術創	湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女 子顔面黒皮症、ビダール苔癬、放射線 皮膚炎、日光皮膚炎を含む)	湿疹、皮膚炎、あせも、かぶれ、かゆみ、しも やけ、虫さされ、じんましん	対象
			皮膚そう痒症、痒疹群(蕁麻疹様苔癬、 ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)		対象
			虫さされ		対象
			乾癬		対象外
			掌蹠膿疱症		対象外
			扁平苔癬		対象外
			光沢苔癬		対象外
			多孔性紅色皰癬疹		対象外
			ジベルバラ色皰癬疹		対象外
			紅斑症(多形滲出性紅斑、結節性紅 斑、ダリエ遠心性環状紅斑)		対象外
			紅皮症(悪性リンパ腫による紅皮症を 含む)		対象外
			慢性円板状エリテマトーデス		対象外
			薬疹・中毒疹		対象外
			円形脱毛症(悪性を含む)		対象外
			熱傷(瘢痕、ケロイドを含む)		対象外
			凍瘡		対象
			天疱瘡群		対象外
			ジューリング疱疹状皮膚炎(類天疱瘡 を含む)		対象外
			痔核		対象外
			鼓室形成手術・内耳開窓術・中耳根治 手術の術創		対象外
	バタメタゾン吉草 酸エステル・フラジ オマイシン硫酸塩	<適応菌種> フラジオマイシン感性菌 <適応症> ○深在性皮膚感染症、慢性膿皮症 ○湿潤、びらん、結痂を伴うか、又は二次感染 を併発している次の疾患： 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール 苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)、乾 癬、虫さされ、痒疹群(固定蕁麻疹を含む) ○外傷・熱傷及び手術創等の二次感染 ○耳鼻咽喉科領域における術後処置	深在性皮膚感染症	化膿を伴う次の諸症：湿疹、皮膚炎、あせ も、かぶれ、しもやけ、虫さされ、じんましん 化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛の う炎)	対象
			慢性膿皮症		対象
			湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビ ダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚 炎を含む)		対象
			乾癬		対象外
			虫さされ		対象
			痒疹群(固定蕁麻疹を含む)		対象
			外傷・熱傷及び手術創等の二次感染		対象
			耳鼻咽喉科領域における術後処置		対象

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)		効能・効果(OTC)	別途の負担の 対象・対象外
皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤	ヘパリン類似物質	血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防、進行性指掌角皮症、外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、筋性斜頸(乳児期)、凍瘡	血栓性静脈炎	きず・火傷のあとの皮膚のしこり・つっぱり(顔面を除く)、手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、手足のひび・あかざれ、乾皮症、小児の乾燥性皮膚、しもやけ(ただれを除く)、打ち身・捻挫後のはれ・筋肉痛・関節痛	対象外
			血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)		対象外
			肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防		対象
			進行性指掌角皮症		対象
			皮脂欠乏症		対象
			外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎		対象
			筋性斜頸(乳児期)		対象外
	イブプロフェンビ コノール	急性湿疹、接触皮膚炎、アトピー皮膚炎、慢性湿疹、酒さ様皮膚炎・口周囲炎、帯状疱疹、尋常性ざ瘡	凍瘡	二キビ、吹き出物	対象
			急性湿疹		対象外
			接触皮膚炎		対象外
			アトピー皮膚炎		対象外
			慢性湿疹		対象外
			酒さ様皮膚炎・口周囲炎		対象外
			帯状疱疹		対象外
	酸化亜鉛	軽度の皮膚病変の収れん・消炎・保護・緩和な防腐	尋常性ざ瘡	湿疹・皮膚炎、やけどによる潮紅、かぶれ、あせも、ただれ	対象
			軽度の皮膚病変の収れん・消炎・保護・緩和な防腐		対象
	チンク油	下記皮膚疾患の収れん、消炎、保護、緩和な防腐 小範囲の擦傷、小範囲の第一度熱傷、小範囲の湿疹・皮膚炎	小範囲の擦傷	小範囲の湿疹・皮膚炎、やけどによる潮紅	対象外
			小範囲の第一度熱傷		対象
			小範囲の湿疹・皮膚炎		対象
	サリチル酸	乾癬、白癬(頭部浅在性白癬、小水疱性斑状白癬、汗疱状白癬、頑癬)、癬風、紅色乾癬疹、紅色陰癬、角化症(尋常性魚鱗癬、先天性魚鱗癬、毛孔性苔癬、先天性手掌足底角化症(腫)、タリエー病、遠山連環状乾癬疹)、湿疹(角化を伴う)、口囲皮膚炎、掌蹠膿疱症、ヘブラ乾癬疹、アトピー性皮膚炎、痤瘡、癰、腋臭症、多汗症、その他角化性の皮膚疾患。	乾癬	水虫、いんきんたむし、ぜにたむし	対象外
			白癬(頭部浅在性白癬、小水疱性斑状白癬、汗疱状白癬、頑癬)		対象
			癬風		対象外
			紅色乾癬疹		対象外
			紅色陰癬		対象外
			角化症(尋常性魚鱗癬、先天性魚鱗癬、毛孔性苔癬、先天性手掌足底角化症(腫)、タリエー病、遠山連環状乾癬疹)		対象外
			湿疹(角化を伴う)		対象外
			口囲皮膚炎		対象外
			掌蹠膿疱症		対象外
			ヘブラ乾癬疹		対象外
			アトピー性皮膚炎		対象外
			痤瘡		対象外
			癰		対象外
			腋臭症		対象外
			多汗症		対象外
			その他角化性の皮膚疾患		対象外
		疣贅(ゆうぜい)、鶏眼(けいがん)、胼胝腫(ぺんちしゅ)の角質剥離	疣贅(ゆうぜい)、鶏眼(けいがん)、胼胝腫(ぺんちしゅ)の角質剥離	魚の目、たこ、いぼ	対象
	尿素	老人性乾皮症、アトピー皮膚、進行性指掌角皮症(主婦湿疹の乾燥型)、足趾部皸裂性皮膚炎、掌蹠角化症、毛孔性苔癬、魚鱗癬	老人性乾皮症	手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、老人の乾皮症、さめ肌	対象
			アトピー皮膚		対象
			進行性指掌角皮症(主婦湿疹の乾燥型)		対象
			足趾部皸裂性皮膚炎		対象
			掌蹠角化症		対象
			毛孔性苔癬		対象
	白色ワセリン	軟膏基剤として調剤に用いる。 また、皮膚保護剤として用いる。	魚鱗癬	手足のヒビ、アカギレ、皮膚のあれ、その他皮膚の保護	対象外
			軟膏基剤として調剤に用いる。 皮膚保護剤として用いる。		対象
皮膚の抗生物質	クロラムフェニ コール	<適応菌種> 本剤に感性的ブドウ球菌属、レンサ球菌属(肺炎球菌を除く)、腸球菌属、大腸菌、クレブシエラ属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー<適応症> 表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染	表在性皮膚感染症	化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛のう炎)	対象
			深在性皮膚感染症		対象
			慢性膿皮症		対象
			外傷・熱傷及び手術創の二次感染		対象
			びらん・潰瘍の二次感染		対象
	クロラムフェニ コール・フラジオ マイシン硫酸塩・プレ ドニゾロン	<適応菌種> クロラムフェニコール/フラジオマイシン感菌 <適応症> 深在性皮膚感染症、慢性膿皮症 湿潤、びらん、結痂を伴うか、又は二次感染を併発している次の疾患: 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む) 外傷・熱傷及び手術創等の二次感染	深在性皮膚感染症	化膿を伴う次の諸症:湿疹、皮膚炎、あせも、かぶれ、しもやけ、虫さされ、じんましん 化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛のう炎)	対象
			慢性膿皮症		対象
			湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)		対象
			外傷・熱傷及び手術創等の二次感染		対象
			外傷・熱傷及び手術創等の二次感染		対象

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)		効能・効果(OTC)	別途の負担の 対象・対象外
抗真菌薬	イソコナゾール硝酸塩	カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎	カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎	膣カンジダの再発。 (以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)	対象
	オキシコナゾール硝酸塩	カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎	カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎	膣カンジダの再発(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)	対象
	クロトリマゾール	下記の皮膚真菌症の治療 白癬：足部白癬(汗疱状白癬、趾間白癬)、頑癬、 斑状小水疱性白癬 カンジダ症：指間腐爛症、間擦疹、乳児寄生 菌性紅斑、皮膚カンジダ症、爪囲炎 癬風	カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎	膣カンジダの再発(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)	対象
			足部白癬(汗疱状白癬、趾間白癬)	膣カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)	対象
			頑癬		対象
			斑状小水疱性白癬		対象
			指間腐爛症		対象
			間擦疹		対象
			乳児寄生菌性紅斑		対象
			皮膚カンジダ症		対象
			爪囲炎		対象
	ミコナゾール硝酸塩	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：体部白癬(斑状小水疱性白癬、頑癬)、 股部白癬(頑癬)、足部白癬(汗疱状白癬) ○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生 菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カン ジダ症 ○癬風	カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎	膣カンジダの再発(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)	対象外
			体部白癬(斑状小水疱性白癬、頑癬)	膣カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る) ただし、陰症状(おりもの、熱感等)を伴う場合は、必ず陰割(陰に挿入する薬)を併用してください。	対象
			股部白癬(頑癬)		対象
			足部白癬(汗疱状白癬)		対象
			指間びらん症		対象
			間擦疹		対象
			乳児寄生菌性紅斑		対象
			爪囲炎		対象
			外陰カンジダ症		対象
	テルビナフィン塩酸塩	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：足白癬、体部白癬、股部白癬 ○皮膚カンジダ症：指間びらん症、間擦疹(乳児寄生菌性紅斑を含む) ○癬風	カンジダに起因する陰炎および外陰陰炎	膣カンジダの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)	対象
			足白癬	水虫、いんきんたむし、ぜにたむし	対象
			体部白癬		対象
			股部白癬		対象
			指間びらん症		対象
			間擦疹(乳児寄生菌性紅斑を含む)		対象
			癬風		対象外
					対象外
					対象
	ブテナフィン塩酸塩	下記の皮膚真菌症の治療 ○白癬：足部白癬、股部白癬、体部白癬 ○癬風	足部白癬	水虫、いんきんたむし、ぜにたむし	対象
			股部白癬		対象
			体部白癬		対象
			癬風		対象外
抗ウイルス薬	アシクロビル	単純疱疹	単純疱疹	口唇ヘルペスの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)	対象
	ピダラビン	帯状疱疹、単純疱疹	帯状疱疹 単純疱疹	口唇ヘルペスの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)	対象外 対象
殺菌消毒剤等	トリアムシノロンアセトニド	慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎。	慢性剥離性歯肉炎 びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎。	口内炎(アフタ性)	対象
	イソプロパノール	手指・皮膚の消毒、医療機器の消毒	手指・皮膚の消毒	手指・皮膚の殺菌・消毒	対象
			医療機器の消毒		対象外
	エタノール	手指・皮膚の消毒 手術部位(手術野)の皮膚の消毒 医療機器の消毒	手指・皮膚の消毒	創傷面の殺菌・消毒	対象
			手術部位(手術野)の皮膚の消毒 医療機器の消毒		対象外
	オキシドール	○創傷・潰瘍の殺菌・消毒 ○外耳・内耳の炎症、鼻炎、咽喉頭炎、扁桃炎などの粘膜の炎症 ○口腔粘膜の消毒、齦窩及び根管の清掃・消毒、歯の清浄、口内炎の洗口	創傷・潰瘍の殺菌・消毒	きずの消毒・洗浄	対象
			外耳・内耳の炎症		対象外
			鼻炎、咽喉頭炎、扁桃炎などの粘膜の炎症		対象外
			口腔粘膜の消毒		対象外
			齦窩及び根管の清掃・消毒		対象外
			歯の清浄		対象外
	希コードチンキ	皮膚表面の一般消毒 創傷・潰瘍の殺菌・消毒 歯肉及び口腔粘膜の消毒、根管の消毒	皮膚表面の一般消毒	創傷面の殺菌・消毒	対象
			創傷・潰瘍の殺菌・消毒		対象
			歯肉及び口腔粘膜の消毒、根管の消毒		対象
	クロルヘキシジングルコン酸塩	○手指・皮膚の消毒、手術部位(手術野)の皮膚の消毒、皮膚の創傷部位の消毒、医療機器の消毒、手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒 ○結膜囊の洗浄・消毒、産婦人科・泌尿器科における外陰・外性器の皮膚消毒	手指・皮膚の消毒	手指の消毒	対象
			手術部位(手術野)の皮膚の消毒		対象
			皮膚の創傷部位の消毒		対象
			医療機器の消毒		対象外
			手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒		対象
			結膜囊の洗浄・消毒		対象
	次亜塩素酸ナトリウム	手指・皮膚の消毒、手術部位(手術野)の皮膚の消毒、手術部位(手術野)の粘膜の消毒、医療機器の消毒、手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒、排泄物の消毒、HBウイルスの消毒、患者用プール水の消毒	手指・皮膚の消毒	手指の消毒、食品製造器具の消毒、調理器具・食器の消毒、野菜・果実の消毒、飲料水の消毒、水泳プール水の消毒、便所・浴室の消毒、室内の消毒	対象
			手術部位(手術野)の皮膚の消毒		対象
			手術部位(手術野)の粘膜の消毒		対象
			医療機器の消毒		対象外
			手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒		対象
			排泄物の消毒		対象
			HBウイルスの消毒		対象外
			患者用プール水の消毒		対象外

領域	対象効成分	効能・効果(医療用)		効能・効果(OTC)	別途の負担の 対象・対象外
殺菌消毒 剤等	消毒用エタノール	手指・皮膚の消毒、手術部位(手術野)の皮膚の消毒、医療機器の消毒	手指・皮膚の消毒 手術部位(手術野)の皮膚の消毒 医療機器の消毒	創傷面の殺菌・消毒	対象 対象 対象外
	ベンザルコニウム 塩化物	○手指・皮膚の消毒 ○手術部位(手術野)の皮膚の消毒 ○手術部位(手術野)の粘膜の消毒 ○皮膚・粘膜の創傷部位の消毒 ○感染皮膚面の消毒 ○医療機器の消毒 ○手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒 ○腔洗浄 ○結膜囊の洗浄・消毒	手指・皮膚の消毒 手術部位(手術野)の皮膚の消毒 手術部位(手術野)の粘膜の消毒 皮膚・粘膜の創傷部位の消毒 感染皮膚面の消毒 医療機器の消毒 手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒 腔洗浄 結膜囊の洗浄・消毒	手指、創傷面の殺菌・消毒。口腔内の殺菌・消毒	対象 対象 対象 対象 対象 対象外 対象外 対象 対象
	無水エタノール	○手指・皮膚の消毒 ○手術部位(手術野)の皮膚の消毒 ○医療機器の消毒	手指・皮膚の消毒 手術部位(手術野)の皮膚の消毒 医療機器の消毒	創傷面の殺菌・消毒	対象 対象 対象外
	複方ヨード・グリセ リン	咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎	咽頭炎 喉頭炎 扁桃炎	のどの殺菌・消毒	対象 対象 対象
	ポビドンヨード	咽頭炎、扁桃炎、口内炎、拔牙創を含む口腔創傷の感染予防、口腔内の消毒	咽頭炎 扁桃炎 口内炎 拔牙創を含む口腔創傷の感染予防 口腔内の消毒	口腔内及びのどの殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去	対象 対象 対象 対象 対象
	ヨウ素	手術部位(手術野)の皮膚の消毒 手術部位(手術野)の粘膜の消毒 皮膚・粘膜の創傷部位の消毒 熱傷皮膚面の消毒	手術部位(手術野)の皮膚の消毒 手術部位(手術野)の粘膜の消毒 皮膚・粘膜の創傷部位の消毒 熱傷皮膚面の消毒	のどの殺菌・消毒	対象 対象 対象 対象
	ボウ砂	結膜囊の洗浄・消毒	結膜囊の洗浄・消毒	結膜囊の洗浄・消毒	対象
	ボウ酸	結膜囊の洗浄・消毒	結膜囊の洗浄・消毒	結膜囊の洗浄・消毒	対象
残尿感薬、 痔治療薬 等その他	アンモニア水	(経口)アンモニア・ウイキョウ精の調剤原料に用いる。 (外用)虫さされ	(経口)アンモニア・ウイキョウ精の調剤原料に用いる。 (外用)虫さされ	虫さされ、虫さされによるかゆみ、気付け	対象 対象
	フラボキサート塩 酸塩	下記疾患に伴う頻尿、残尿感 神経性頻尿、慢性前立腺炎、慢性膀胱炎	神経性頻尿 慢性前立腺炎 慢性膀胱炎	女性における頻尿(排尿の回数が多い)、残尿感	対象 対象 対象
	静脈血管叢エキス	痔核の症状(出血、疼痛、腫脹、痒感)の緩解	痔核の症状(出血、疼痛、腫脹、痒感)の緩解	内痔核、外痔核の症状の緩解	対象
	ブドウ酒	○食欲増進、強壮、興奮 ○下痢 ○不眠症 ○無塩食事療法	食欲増進、強壮、興奮 下痢 不眠症 無塩食事療法	食欲増進、強壮、興奮 下痢 不眠症 無塩食事療法	対象 対象 対象 対象
	オリーブ油	軟膏剤、硬膏剤、リニメント剤などの基剤として調剤に用いる。 皮膚・粘膜の保護剤として用いる。	軟膏剤、硬膏剤、リニメント剤などの基剤として調剤に用いる。 皮膚・粘膜の保護剤として用いる。	皮膚の保護、日焼け炎症の防止、火傷、かぶれ	対象 対象
	精製水	○溶解剤として製剤、試薬、試液の調製に用いる。 ○医療機器の洗浄に用いる。	溶解剤として製剤、試薬、試液の調製に用いる。 医療機器の洗浄に用いる。	製剤、試薬、試液の溶解剤として用いる。医療機器の洗浄に用いる。 【その他の用途】 コンタクトレンズの洗浄剤、保存剤の溶解に用いる。(コンタクトレンズ装着液としては用いないこと。)	対象 対象
	ハチミツ	矯味の目的で、または丸剤の結合剤、栄養剤として調剤に用いる。 または皮膚・粘膜の保護剤として用いる。	矯味の目的で、または丸剤の結合剤、栄養剤として調剤に用いる。 皮膚・粘膜の保護剤として用いる。	栄養剤、甘味剤、口唇の亀裂、あれ	対象 対象
	睡眠薬	ラメルテオン	不眠症における入眠困難の改善	不眠症における入眠困難の改善	一時的な不眠の次の症状の緩和:寝つきが悪い 対象

※1 令和7年12月25日に医療保険部会で公表した成分一覧のうち、ポリエンホスファチルコリンについては、令和8年4月1日時点で対象となる医薬品がすべて薬価削除となっているため、本品目一覧には含まれていない

※2 ラメルテオンについて、令和8年7月末にOTC医薬品の販売が開始され、医療用医薬品と【成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なる】条件に合致するため、対象成分に追加

別途の負担の対象となる医療用医薬品の品目の一覧(案)

成分名	品名
アシクロビル	アシクロビル5%軟膏
	ゾピラックス軟膏5%
	アシクロビル軟膏5%「トーフ」
	アシクロビル軟膏5%「ラクール」
	ゾピラックスクリーム5%
	アシクロビルクリーム5%「ラクール」
アシタザノラスト水和物	ゼベリン点眼液0.1%
アスコルビン酸	アスコルビン酸散
	ビタミンC散「フソー」100mg
	アスコルビン酸散
	アスコルビン酸
	アスコルビン酸(岩城)
	アスコルビン酸「ニッコー」
	アスコルビン酸「ケンエー」
	アスコルビン酸原末「マルイシ」
アンモニア水	ハイシー顆粒25%
	アンモニア水
	アンモニア水「ケンエー」
	アンモニア水「司生堂」
	アンモニア水「タイセイ」
イソコナゾール硝酸塩	アンモニア水「東海」
	イソコナゾール硝酸塩錠100mg「F」
	アデスタン錠300mg
イソプロパノール	イソコナゾール硝酸塩錠300mg「F」
	イソプロパノール
	イソプロパノール(兼一)
	イソプロパノール「ケンエー」
	イソプロパノール「コザカイ・M」
	イソプロパノール「タイセイ」
	イソプロパノール「東海」
	イソプロパノール「マルイシ」
	イソプロパノール(山善)
	イソプロパノール「イマツ」
	イソプロパノール「カナダ」
	イソプロパノール「ニッコー」
	イソプロパノール50%液
	50%イソプロ消アル「ヤマゼン」
	50%イソプロビルアルコール(丸石)
	50%消毒用イソプロパノール「東海」
	50%消毒用イソプロパノール「ニッコー」
	50V/V%消毒用イソプロ「コザカイ」
	消毒用イソプロパノール液50%「ヤクハン」
	イソプロパノール消毒液50%「タイセイ」
	イソプロパノール消毒液50%「ヨシダ」
	イソプロパノール消毒液50%「カネイチ」
	イソプロパノール消毒液50%「メタル」
	イソプロパノール消毒液50%「イマツ」
	イソプロパノール消毒液50%「ニプロ」
	イソプロパノール消毒液50%「ケンエー」
	イソプロパノール消毒液50%「東豊」
	イソプロパノール消毒液50%「シオエ」
	イソプロパノール70%液
	70%消毒用イソプロパノール「ニッコー」
	70%イソプロ消アル「ヤマゼン」
	70%イソプロビルアルコール(丸石)
	70%イソプロパノール「東海」
	イソプロパノール消毒液70%「タイセイ」
	イソプロパノール消毒液70%「ヨシダ」
	イソプロパノール消毒液70%「カネイチ」
	イソプロパノール消毒液70%「メタル」
	イソプロパノール消毒液70%「ニプロ」
	イソプロパノール消毒液70%「ケンエー」
	イソプロパノール消毒液70%「東豊」
	イソプロパノール消毒B液70%「ケンエー」
	イソプロパノール消毒液70%「シオエ」
	イソプロパノール消毒液70%「ヤクハン」
イトブリド塩酸塩	ガナトン錠50mg
	イトブリド塩酸塩錠50mg「サワイ」
イブプロフェン	ブルフェン顆粒20%
	イブプロフェン顆粒20%「ツルハラ」
	イブプロフェン100mg錠
	ブルフェン錠100
	イブプロフェン錠100mg「TCK」
	イブプロフェン錠100mg「NIG」
	ブルフェン錠200
	イブプロフェン錠200mg「TCK」
	イブプロフェン錠200mg「NIG」

成分名	品名
イブプロフェンビコノール	ベシカム軟膏5%
	スタデルム軟膏5%
	ベシカムクリーム5%
	スタデルムクリーム5%
インドメタシン	インドメタシン(70mg)10cm×14cm貼付剤
	イドメシニコワゲル1%
	イドメシニコワクリーム1%
	インデバンクリーム1%
	イドメシニコワゾル1%
	インデバン外用液1%
	カトレップパップ70mg
	ハップスターID70mg
	アコニップパップ70mg
	インサイドパップ70mg
	インテナースパップ70mg
	インドメタシンパップ70mg「日医工」
	ラクティオンパップ70mg
	インドメタシンパップ70mg「YD」
	コリフメシパップ70mg
	インドメタシンパップ70mg「三友」
	イドメシパップ70mg
エタノール	エタノール液
	エタノール
	エタノール(兼一)
	エタノール(小堺)
	エタノール シオエ
	エタノール「司生堂」
	エタノール「タイセイ」
	エタノール「東海」
	エタノール「マルイシ」
	エタノール(山善)
	エタノール「ヤクハン」
	エタノール「イマツ」
	エタノール「タカスギ」
	エタノール「ニッコー」
	エタノール(ミツマル)
	エタノール「ヨシダ」
	エタノール「ケンエー」
	エタノール「東豊」
	消毒用エタノールB液「ケンエー」
	消毒用エタノール液IP
	消毒用エタノールB液IP
	消毒用エタプロコール
	消毒用エタライト液
	消エタ コア
	消毒用エタIP「メタル」
	消毒用エタノールα「カネイチ」
	消毒用エタプロコールJ
	消エタサラコール
	消毒用エタライトB液
	エコ消エタ消毒液
	オー消エタ消毒液
	消毒用エタノールIPA液「東豊」
	エチコール(ニワトリ印)消毒用アルコール
	東豊消アル
	山善消アル
	ネオ消アル「ヨシダ」
	メタル消アル
	消毒用マルオアルコール
	消毒用ネオアルコール「ケンエー」
	消毒用アルコール配合液「NP」
	ネオ兼一消アルA
	ネオ消アル(山善)
	ネオ消アル「ニッコー」
	消毒用ミツマルアルコール

成分名	品名
エピナスチン塩酸塩	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「TW」
	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「TS」
	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「トーフ」
	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「日点」
	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「わかもと」
	エピナスチン塩酸塩10mg錠
	アレジオン錠10
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「ケミファ」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「YD」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「サワイ」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「トーフ」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「杏林」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「JG」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「日新」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「イワキ」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「VTRS」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「NIG」
	エピナスチン塩酸塩錠10mg「ダイト」
	エピナスチン塩酸塩20mg錠
	アレジオン錠20
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「ケミファ」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「YD」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「サワイ」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「トーフ」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「杏林」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「JG」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「日新」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「SN」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「イワキ」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「VTRS」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「NIG」
	エピナスチン塩酸塩錠20mg「ダイト」
	エピナスチン塩酸塩内用液0.2%「NIG」
	アレジオン点眼液0.05%
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「GO」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「SN」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「TS」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「杏林」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「サワイ」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「センジュ」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「トーフ」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「日新」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「日点」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「ニットー」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「ニプロ」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「わかもと」
	エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「SEC」
	アレジオンLX点眼液0.1%
	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「SEC」
	エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%「ニットー」
Lーカルボシステイン	カルボシステイン細粒50%「ツルハラ」
	Lーカルボシステイン250mg錠
	ムコダイン錠250mg
	カルボシステイン錠250mg「サワイ」
	カルボシステイン錠250mg「トーフ」
	カルボシステイン錠250mg「JG」
	カルボシステイン錠250mg「TCK」
	カルボシステイン錠250mg「ツルハラ」
	カルボシステイン錠250mg「NIG」
	Lーカルボシステイン500mg錠
	ムコダイン錠500mg
	カルボシステイン錠500mg「サワイ」
	カルボシステイン錠500mg「トーフ」
	カルボシステイン錠500mg「JG」
	カルボシステイン錠500mg「TCK」
	カルボシステイン錠500mg「ツルハラ」
	カルボシステイン錠500mg「NIG」
	Lーカルボシステイン5%シロップ
	ムコダインシロップ5%
	カルボシステインシロップ5%「タカタ」
	カルボシステインシロップ5%「JG」
	カルボシステインシロップ小児用5%「トーフ」
	カルボシステインシロップ5%「ツルハラ」
	カルボシステインシロップ小児用5%「NIG」
	ムコダインDS50%
	カルボシステインDS50%「タカタ」
	カルボシステインDS50%「ツルハラ」
	カルボシステインDS50%「トーフ」
	カルボシステインドライシロップ50%「NIG」

成分名	品名
塩酸テトラヒドロゾリン・プレドニゾン	コールタイジン点鼻液
オキシコナゾール硝酸塩	オキシゾール錠100mg
	オキシコナゾール硝酸塩錠100mg「F」
	オキシゾール錠600mg
	オキシコナゾール硝酸塩錠600mg「F」
オキシテトラサイクリン塩酸塩・ヒドロコルチゾン	テラ・コートリル軟膏
オキシドール	オキシドール
	オキシドール「ケンエー」
	オキシドール
	オキシドール「司生堂」
	オキシドール シオエ
	オキシドール「タイセイ」
	オキシドール「東海」
	オキシドール
	オキシドール「ヤクハン」
	オキシドール「カナダ」(M)
	オキシドール「ニッコー」
	オキシドール「ヨシダ」
	オキシドール消毒用液「マルイシ」
オリブ油	オリブ油
	オリブ油
	オリブ油「ケンエー」
	オリブ油
	オリブ油(シオエ)
	オリブ油
	オリブ油「タイセイ」
	オリブ油
	オリブ油(日興製薬)
	オリブ油
	オリブ油(山善)
	オリブ油「ヨシダ」
	オリブ油「日医工」
	オリブ油「ヤクハン」
希ヨードチンキ	希ヨードチンキ
	希ヨードチンキ「ケンエー」
	希ヨードチンキ(小堺)
	希ヨードチンキ「司生堂」
	希ヨードチンキ「タイセイ」
	希ヨードチンキ「東海」
	希ヨードチンキ
	希ヨードチンキ「ニッコー」
	希ヨードチンキ「東豊」
クロトリマゾール	山善稀ヨーチン
	クロトリマゾール錠100mg「F」
	エンベシドクリーム1%
クロラムフェニコール	クロトリマゾールクリーム1%「イワキ」
クロラムフェニコール・フラジオマイシン配合剤	クロロマイセチン軟膏2%
	クロマイーP軟膏
	ハイセチンP軟膏

成分名	品名
クロルヘキシジングルコン酸塩	ステリクロンWエタノール液0. 5
	マスキンW・エタノール液(0. 5w/v%)
	0. 5%ヘキサックアルコール液
	0. 5%ラボテックアルコール液
	ステリクロンW液0. 5
	0. 5w/v%マスキン水
	0. 5%ラボテックアルコール(W)液
	0. 5%ヘキサック水W
	クロバインA
	0. 5%グルコジンW水
	グルコジンW・エタノール液0. 5%
	イワコールエタノール消毒液0. 5%
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液EW0. 5%「NP」
	ステリクロンRエタノール液0. 5
	マスキンR・エタノール液(0. 5w/v%)
	ステリクロンR液0. 5
	0. 5%ヘキサック水R
	ステリクロンBエタノール液0. 5
	0. 5%グルコジンR水
	グルコジンR・エタノール液0. 5%
	クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液0. 5%R「カネイチ」
	クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液0. 5%「東海」
	クロヘキシ液5%
	グルコン酸クロルヘキシジン5%液「メタル」
	5%ヘキサック液
	5%クロルヘキシジン液「ヤマゼン」
	5%ヒビテン液
	マスキン液(5W/V%)
	ステリクロン液5
	ラボテック消毒液5%
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5%「NP」
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5%「カネイチ」
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5%「シオエ」
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5%「日医工」
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5%「東海」
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5%「ヤクハン」
	ステリクロンR液0. 05
	0. 05W/V%マスキン水
	0. 05%グルコジンR水
	0. 05%ヘキサック水R
	ステリクロンR液0. 1
	ステリクロンW液0. 02
	0. 02w/v%マスキン水
	0. 02%ヘキサック水W
	0. 02%グルコジンW水
	ステリクロンW液0. 1
	0. 1%ヘキサック水W
	0. 1w/v%マスキン水
	0. 1%グルコジンW水
	ステリクロンW液0. 05
	0. 05%グルコジンW水
	0. 05%ヘキサック水W
	クロルヘキシジングルコン酸塩液
	ステリクロン液20
	クロヘキシ液20%
	20W/V%マスキン液
	ヒビテン・グルコネート液20%
	ヘキサック消毒液20%
	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液20%「ヤクハン」
クトチフェンフマル酸塩	クトチフェンフマル酸塩1mgカプセル
	クトチフェンカプセル1mg「サワイ」
	クトチフェンカプセル1mg「ツルハラ」
	クトチフェンカプセル1mg「NIG」
	ザジテンシロップ0. 02%
	クトチフェンシロップ0. 02%「日医工」
	クトチフェンシロップ0. 02%「NIG」
	クトチフェンフマル酸塩0. 1%シロップ用
	ザジテンドライシロップ0. 1%
	クトチフェンDS小児用0. 1%「サワイ」
	クトチフェンDS小児用0. 1%「ツルハラ」
	クトチフェンドライシロップ0. 1%「NIG」
	クトチフェンフマル酸塩3. 45mg5mL点眼液
	クトチフェンPF点眼液0. 05%「白点」
	ザジテン点眼液0. 05%
	クトチフェン点眼液0. 05%「CH」
	クトチフェン点眼液0. 05%「SW」
	クトチフェン点眼液0. 05%「杏林」
	クトチフェン点眼液0. 05%「ニッテン」
	クトチフェン点眼液0. 05%「日東」
	クトチフェン点眼液0. 05%「ツルハラ」

成分名	品名
サリチルアミド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・ブロメタジンメチレンジサリチル酸塩	サラザック配合顆粒
	セラピナ配合顆粒
	トーフチーム配合顆粒
	PL配合顆粒
	マリキナ配合顆粒
	ビーエイ配合錠
サリチル酸	サリチル酸「ケンエー」
	5%サリチル酸ワセリン軟膏東豊
	10%サリチル酸ワセリン軟膏東豊
	サリチル酸絆創膏
	スピール膏M
サリチル酸メチル・dl-カンフル・トウガラシエキス	MS温シップ「タイホウ」
	MS温シップ「タカミツ」
	ラクール温シップ
サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル	MS冷シップ「タイホウ」
	MS冷シップ「タカミツ」
	ラクール冷シップ
サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル・グリチルレチン酸	スチックゼノールA
酸化マグネシウム	酸化マグネシウム
	重質酸化マグネシウム「ケンエー」
	酸化マグネシウム「コザカイ・M」
	重質酸化マグネシウム シオエ
	重質酸化マグネシウム「東海」
	重質酸化マグネシウム「ニッコー」
	重カマ「ヨシダ」
	酸化マグネシウム「JG」
	酸化マグネシウム原末「マルイシ」
	酸化マグネシウム「NP」原末
	酸化マグネシウム細粒83%「ケンエー」
	酸化マグネシウム細粒83%「ハチ」
	マグミット細粒83%
	酸化マグネシウム細粒83%「ヨシダ」
	酸化マグネシウム250mg錠
	マグミット錠250mg
	酸化マグネシウム錠250mg「TX」
	酸化マグネシウム錠250mg「モチダ」
	酸化マグネシウム錠250mg「ケンエー」
	酸化マグネシウム錠250mg「ヨシダ」
	酸化マグネシウム330mg錠
	マグミット錠330mg
	酸化マグネシウム錠330mg「TX」
	酸化マグネシウム錠330mg「モチダ」
	酸化マグネシウム錠330mg「ケンエー」
	酸化マグネシウム錠330mg「ヨシダ」
	マグミット錠200mg
	酸化マグネシウム錠200mg「ヨシダ」
	酸化マグネシウム500mg錠
	マグミット錠500mg
	酸化マグネシウム錠500mg「ケンエー」
	酸化マグネシウム錠500mg「ヨシダ」
	酸化マグネシウム錠300mg「ヨシダ」
	酸化マグネシウム錠400mg「ヨシダ」
	マグミット錠100mg
酸化亜鉛	亜鉛華軟膏
	亜鉛華軟膏「コザカイ・M」
	亜鉛華軟膏 シオエ
	亜鉛華軟膏「司生堂」
	亜鉛華軟膏「ハチ」
	亜鉛華軟膏「ホエイ」
	亜鉛華軟膏「ニッコー」
	亜鉛華軟膏「ヨシダ」
	亜鉛華軟膏「東豊」
	亜鉛華軟膏「日医工」
	酸化亜鉛
	酸化亜鉛「コザカイ・M」
	酸化亜鉛「司生堂」
	酸化亜鉛（山善）
	酸化亜鉛「ニッコー」
	亜鉛華（10%）単軟膏「コザカイ・M」
	亜鉛華（10%）単軟膏シオエ
	亜鉛華（10%）単軟膏「ニッコー」
	亜鉛華（10%）単軟膏「ホエイ」
	亜鉛華（10%）単軟膏「ヨシダ」
次亜塩素酸ナトリウム	ボチシート20%
	次亜塩6%「ヨシダ」
	テキサント消毒液6%
	ハイボライト消毒液10%
	ヤクラックスD液1%

成分名	品名
ジクロフェナクナトリウム	ジクロフェナクナトリウム1%クリーム
	ジクロフェナクナトリウムクリーム1%「テイコク」
	ジクロフェナクナトリウムクリーム1%「ユートク」
	ナボールゲル1%
	ボルタレンゲル1%
	ジクロフェナクNaゲル1%「ラクール」
	ボルタレンローション1%
	ジクロフェナクNaローション1%「ラクール」
	ジクロフェナクナトリウム(15mg)7cm×10cm貼付剤
	ジクロフェナクナトリウムテープ15mg「テイコク」
	ジクロフェナクナトリウムテープ15mg「ユートク」
	ナボールテープ15mg
	ボルタレンテープ15mg
	ジクロフェナクNaテープ15mg「ラクール」
	ジクロフェナクNaテープ15mg「トーフ」
	ジクロフェナクナトリウムテープ15mg「NP」
	ジクロフェナクナトリウムテープ15mg「三和」
	ジクロフェナクナトリウム(30mg)10cm×14cm貼付剤
	ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「テイコク」
	ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「ユートク」
	ナボールテープL30mg
	ボルタレンテープ30mg
	ジクロフェナクNaテープ30mg「ラクール」
	ジクロフェナクNaテープ30mg「トーフ」
	ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「NP」
	ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「三和」
	ナボールパップ70mg
	ジクロフェナクNaパップ70mg「ラクール」
	ナボールパップ140mg
	ジクロフェナクNaパップ140mg「ラクール」
消毒用エタノール	消毒用エタノール
	消毒用エタノール(兼一)
	消毒用エタノール「コザカイ・M」
	消毒用エタノール シオエ
	消毒用エタノール「司生堂」
	消毒用エタノール「タイセイ」
	消毒用エタノール「東海」
	消毒用エタノール「メタル」
	消毒用エタノール「マルイシ」
	消毒用エタノール「ヤクハン」
	消毒用エタノール「ヤマゼン」M
	消毒用エタノール「イマツ」
	消毒用エタノール「昭和」(M)
	消毒用エタノール「タカスキ」
	消毒用エタノール「ニッコー」
	消毒用エタノール(ミツマル)
	消毒用エタノール「ヨシダ」
	消毒用エタノール「ケンエー」
	サラヤ消毒用エタノール
	消毒用エタノール「東豊」
	消毒用エタノール「NP」
静脈血管薬エキス	ヘモリンガル舌下錠0.18mg
精製水	精製水
	精製水
	精製水(共栄)
	精製水「ケンエー」
	精製水(小堺)
	精製水(シオエ)
	精製水
	精製水(昭和)
	精製水(高杉)
	精製水(大成)
	精製水(東豊)
	精製水(東海製薬)
	精製水(日興製薬)
	精製水(サンケミファ)
	精製水(山善)
	精製水「ヨシダ」
	精製水「NikP」
	精製水「ヤクハン」
炭酸水素ナトリウム	炭酸水素ナトリウム
	炭酸水素ナトリウム「ケンエー」
	炭酸水素ナトリウム
	炭酸水素ナトリウム シオエ
	炭酸水素ナトリウム「司生堂」
	炭酸水素ナトリウム「東海」
	炭酸水素ナトリウム「フソー」
	炭酸水素ナトリウム
	炭酸水素ナトリウム「カナダ」
	炭酸水素ナトリウム「昭和」(M)
	炭酸水素ナトリウム「ニッコー」
	炭酸水素ナトリウム「VTRS」原末
	炭酸水素ナトリウム錠500mg「VTRS」

成分名	品名
沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウム	デノタスチュアブル配合錠
チンク油	チンク油
	チンク油「司生堂」
	チンク油「東海」
	チンク油「ニッコー」
	チンク油「東豊」
	チンク油「日医工」
デキサメタゾン	デキサメタゾン0.1%軟膏
	デキサメタゾン軟膏0.1%「イワキ」
	デキサメタゾン0.1%クリーム
	オイラゾングリーム0.1%
	デキサメタゾングリーム0.1%「イワキ」
	オイラゾングリーム0.05%
	デキサメタゾン0.1%ローション
	デキサメタゾンローション0.1%「イワキ」
テルビナフィン塩酸塩	テルビナフィン塩酸塩1%クリーム
	ラミシールクリーム1%
	テルビナフィン塩酸塩クリーム1%「F」
	テルビナフィン塩酸塩クリーム1%「JG」
	テルビナフィン塩酸塩クリーム1%「サワイ」
	テルビナフィン塩酸塩クリーム1%「トーフ」
	テルビナフィン塩酸塩クリーム1%「イワキ」
	テルビナフィン塩酸塩1%液
	ラミシール外用液1%
	テルビナフィン塩酸塩外用液1%「F」
	テルビナフィン塩酸塩外用液1%「サワイ」
	テルビナフィン塩酸塩外用液1%「トーフ」
	テルビナフィン塩酸塩外用液1%「イワキ」
	トコフェロール酢酸エステル顆粒20%「ツルハラ」
	ユベラ錠50mg
トコフェロール酢酸エステル	トコフェロール酢酸エステル錠50mg「トーフ」
	トコフェロール酢酸エステル錠100mg「ツルハラ」
	トコフェロール酢酸エステルカプセル100mg「VTRS」
	アフラック口腔用貼付剤25 μ g
トリアムシノロンアセトニド	トリアムシノロンアセトニド口腔用貼付剤25 μ g「大正」
	オルデクサー口腔用軟膏0.1%
	バスタロンソフト軟膏10%
尿素	バスタロンソフト軟膏20%
	尿素10%クリーム
	ウレバルクリーム10%
	尿素クリーム10%「日医工」
	尿素クリーム10%「SUN」
	バスタロンクリーム20%
	ケラチナミンコーワクリーム20%
	尿素クリーム20%「SUN」
	ウレバルローション10%
	バスタロンローション10%
	尿素
	尿素「コザカイ・M」
白色ワセリン	白色ワセリン
	白色ワセリン「ケンエー」
	白色ワセリン(小堺)
	白色ワセリン(シオエ)
	白色ワセリン
	白色ワセリン(東豊)
	白色ワセリン(東洋製化)
	白色ワセリン(大成)
	白色ワセリン(日興製薬)
	白色ワセリン(山善)
	プロベト
	白色ワセリン「ヨシダ」
	白色ワセリン「日医工」
	白色ワセリン(VTRS)
ハチミツ	ハチミツ
	ハチミツ
	ハチミツ
	ハチミツ
	トチモトのハチミツ
	ハチミツ

成分名	品名
ピコスルファートナトリウム水和物	ピコスルファートナトリウム顆粒1%「ゼリア」
	ピコスルファートナトリウム2, 5mg錠
	ラキソベロン錠2, 5mg
	ピコスルファートナトリウム錠2, 5mg「日医工」
	ピコスルファートNa錠2, 5mg「サワイ」
	ピコスルファートナトリウム錠2, 5mg「ツルハラ」
	ピコスルファートナトリウム錠2, 5mg「イワキ」
	ピコスルファートナトリウム錠2, 5mg「FSK」
	スナイリンドライシロップ1%
	ピコスルファートナトリウム0, 75%液
	ラキソベロン内用液0, 75%
	ピコスルファートナトリウム内用液0, 75%「JG」
	ピコスルファートNa内用液0, 75%「トーフ」
	ピコスルファートナトリウム内用液0, 75%「ツルハラ」
	ピコスルファートナトリウム内用液0, 75%「イワキ」
	ピコスルファートNa内用液0, 75%「NIG」
ピサコジル	ピサコジル坐剤
	テレミンソフト坐薬2mg
	ピサコジル坐剤
	テレミンソフト坐薬10mg
ビダラビン	ビダラビン3%軟膏
	アラセナーA軟膏3%
	ビダラビン軟膏3%「F」
	ビダラビン軟膏3%「イワキ」
	ビダラビン軟膏3%「トーフ」
	ビダラビン軟膏3%「SW」
	アラセナーAクリーム3%
ヒドロコルチゾン酪酸エステル	ビダラビンクリーム3%「マルホ」
	ロコイド軟膏0, 1%
	ロコイドクリーム0, 1%
フェキシフェナジン塩酸塩	フェキシフェナジン塩酸塩60mg錠
	アレグラ錠60mg
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「NP」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「SANIK」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「TCK」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「YD」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「ZE」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「杏林」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「ケミファ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「三和」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「ダイト」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「トーフ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「日新」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「明治」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「JG」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「サワイ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「タカタ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠60mg「ツルハラ」
	フェキシフェナジン塩酸塩30mg錠
	アレグラ錠30mg
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「NP」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「SANIK」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「TCK」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「YD」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「ZE」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「杏林」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「ケミファ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「三和」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「ダイト」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「トーフ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「日新」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「明治」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「JG」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「サワイ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「タカタ」
	フェキシフェナジン塩酸塩錠30mg「ツルハラ」
	フェキシフェナジン塩酸塩OD錠60mg「トーフ」
	フェキシフェナジン塩酸塩OD錠60mg「YD」
	フェキシフェナジン塩酸塩OD錠30mg「トーフ」
	フェキシフェナジン塩酸塩DS5%「トーフ」
フェキシフェナジン塩酸塩・塩酸ブノイドエフェドリン	デイレグラ配合錠
	ブソフェキ配合錠「サワイ」
	ブソフェキ配合錠「SANIK」

成分名	品名
フェルビナク	フェルビナク(70mg)10cm×14cm貼付剤
	ナバゲルン軟膏3%
	フェルビナクスチック軟膏3%「三笠」
	ナバゲルンクリーム3%
	ナバゲルンローション3%
	フェルビナクローション3%「ラクール」
	フェルビナク外用ポンプスプレー3%「ラクール」
	セルタッチパップ70
	フェルビナクテープ70mg「EMEC」
	セルタッチテープ70
	フェルビナクパップ70mg「ラクール」
	フェルビナクパップ70mg「東光」
	フェルビナクパップ70mg「ユートク」
	フェルビナクテープ70mg「久光」
	フェルビナクテープ70mg「三笠」
	フェルビナクテープ70mg「NP」
	フェルビナク(35mg)7cm×10cm貼付剤
	フェルビナクテープ35mg「三笠」
	フェルビナクテープ35mg「NP」
	セルタッチパップ140
ブテナフィン塩酸塩	ボレークリーム1%
	メンタックスクリーム1%
	ブテナフィン塩酸塩クリーム1%「トーフ」
	ボレー外用液1%
	ブテナフィン塩酸塩液1%「トーフ」
複方ヨード・グリセリン	ボレースプレー1%
	複方ヨード・グリセリン
	複方ヨード・グリセリン「ケンエー」
	複方ヨード・グリセリン(小堺)
	複方ヨード・グリセリン「司生堂」
	複方ヨード・グリセリン(山善)
ブドウ酒	複方ヨード・グリセリン「ニココー」
	ブドウ酒
	ブドウ酒(中北)
フラボキサート塩酸塩	ブドウ酒
	ブラダロン錠200mg
フルチカゾンプロピオン酸エステル	フラボキサート塩酸塩錠200mg「サワイ」
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「サワイ」28噴霧用
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「杏林」28噴霧用
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「三和」28噴霧用
	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「トーフ」28噴霧用
	フルチカゾン点鼻液25 μ g小児用「サワイ」56噴霧用
	フルチカゾン点鼻液25 μ g小児用「杏林」56噴霧用
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「イセイ」56噴霧用
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「サワイ」56噴霧用
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「杏林」56噴霧用
	フルチカゾン点鼻液50 μ g「三和」56噴霧用
	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「DSP」56噴霧用
	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「トーフ」56噴霧用
	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液50 μ g「日本臓器」112噴霧用
プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル	プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル0.3%軟膏
	プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル0.3%クリーム
	スピラゾン軟膏0.3%
	リドメックスコーワ軟膏0.3%
	プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル軟膏0.3%「YD」
	プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル軟膏0.3%「TCK」
	スピラゾンクリーム0.3%
	リドメックスコーワクリーム0.3%
	プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステルクリーム0.3%「YD」
	プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステルクリーム0.3%「TCK」
	スピラゾンローション0.3%
	リドメックスコーワローション0.3%

成分名	品名
バタメタゾン吉草酸エステル	リンデロンーV軟膏0.12%
	バトネベート軟膏0.12%
	バタメタゾン吉草酸エステル軟膏0.12%「トーワ」
	バタメタゾン吉草酸エステル軟膏0.12%「イワキ」
	バタメタゾン吉草酸エステル0.12%クリーム
	リンデロンーVクリーム0.12%
	バトネベートクリーム0.12%
	バタメタゾン吉草酸エステルクリーム0.12%「YD」
	バタメタゾン吉草酸エステルクリーム0.12%「TCK」
	リンデロンーVローション
バタメタゾン吉草酸エステル・フラジオマイシン硫酸塩	バタメタゾン吉草酸エステルローション0.12%「イワキ」
	バトネベートN軟膏
ヘパリン類似物質	バトネベートNクリーム
	ヒルドイドゲル0.3%
	ヘパリン類似物質ゲル0.3%「日医工」
	ヘパリン類似物質ゲル0.3%「ケンエー」
	ヘパリン類似物質軟膏
	ヒルドイドソフト軟膏0.3%
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ニプロ」
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ニットー」
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「日医工」
	ヘパリン類似物質油性クリーム0.3%「ケンエー」
	ヘパリン類似物質クリーム
	ヒルドイドクリーム0.3%
	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「YD」
	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「ラクール」
	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「日医工」
	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「ケンエー」
	ヘパリン類似物質ローション
	ヒルドイドローション0.3%
	ヘパリン類似物質ローション0.3%「YD」
	ヘパリン類似物質ローション0.3%「ニプロ」
	ヘパリン類似物質ローション0.3%「ニットー」
	ヘパリン類似物質ローション0.3%「ラクール」
	ヘパリン類似物質ローション0.3%「日医工」
	ヘパリン類似物質ローション0.3%「NIT」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「PP」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「TCK」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「サトウ」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「日新」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「YD」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「ニットー」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「ニプロ」
	ヘパリン類似物質外用スプレー0.3%「日医工」
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3%「PP」
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3%「ニットー」
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3%「日本臓器」
	ヒルドイドフォーム0.3%
	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3%「日医工」
ペボタスチンベシル酸塩	ペボタスチンベシル酸塩10mg錠
	ペボタスチンベシル酸塩10mg口腔内崩壊錠
	ペボタスチンベシル酸塩5mg錠
	タリオン錠5mg
	ペボタスチンベシル酸塩錠5mg「タナベ」
	ペボタスチンベシル酸塩錠5mg「JG」
	ペボタスチンベシル酸塩錠5mg「サワイ」
	ペボタスチンベシル酸塩錠5mg「トーワ」
	ペボタスチンベシル酸塩錠5mg「日医工」
	タリオン錠10mg
	ペボタスチンベシル酸塩錠10mg「タナベ」
	ペボタスチンベシル酸塩錠10mg「JG」
	ペボタスチンベシル酸塩錠10mg「サワイ」
	ペボタスチンベシル酸塩錠10mg「トーワ」
	ペボタスチンベシル酸塩錠10mg「日医工」
	ペボタスチンベシル酸塩5mg口腔内崩壊錠
	タリオンOD錠5mg
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠5mg「タナベ」
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠5mg「サワイ」
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠5mg「トーワ」
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠5mg「日医工」
	タリオンOD錠10mg
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠10mg「タナベ」
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠10mg「サワイ」
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠10mg「トーワ」
	ペボタスチンベシル酸塩OD錠10mg「日医工」

成分名	品名
ベミロラストカリウム	ベミラストン点眼液0.1%
	アレギサル点眼液0.1%
	ベミロラストK点眼液0.1%「杏林」
	ベミロラストK点眼液0.1%「TS」
バルベリン塩化物水和物・ゲンノショウコエキス	フェロベリン配合錠
	リーダイ配合錠
ベンザルコニウム塩化物	ベンザルコニウム塩化物液
	ザルコニン液10
	塩化ベンザルコニウム液
	逆性石ケン液10「ヨシダ」
	サラヤ塩化ベンザルコニウム10%液
	逆性石鹼消毒液10%「シオエ」
	ヂアミトール消毒用液10W/V%
	オロナイン外用液10%
	ベンザルコニウム塩化物液10W/V%「タイセイ」
	トリゾン消毒液10%「YI」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10w/V%「昭和」
	ベンザルコニウム塩化物液10%「東豊」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10%「カネイチ」
	オスバン消毒液10%
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10W/V%「ニッコー」
	クレミール消毒液10%
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10%「NP」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10%「メタル」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10W/V%「VTRS」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10%「東海」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10w/V%「日医工」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10%「タカスギ」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液10w/V%「ヤクハン」
	ベンザルコニウム塩化物液
	ベンザルコニウム塩化物消毒液50%「東海」
	濃ベンザルコニウム塩化物液50
	塩化ベンザルコニウム液(50W/V%)「カナダ」
	逆性石ケン液50「ヨシダ」
	ヂアミトール消毒用液50W/V%
	ベンザルコニウム塩化物消毒液50%「ヤクハン」
	ベンザルコニウム塩化物液
	逆性石ケン液0.025「ヨシダ」
	ザルコニン液0.025
	0.025W/V%ヂアミトール水
	オスバン消毒液0.025%
	ベンザルコニウム塩化物消毒液0.025W/V%「日医工」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液0.025W/V%「ヤクハン」
	ベンザルコニウム塩化物液
	ザルコニン液0.05
	逆性石ケン液0.05「ヨシダ」
	0.05W/V%ヂアミトール水
	オスバン消毒液0.05%
	ベンザルコニウム塩化物消毒液0.05W/V%「日医工」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液0.05W/V%「ヤクハン」
	ベンザルコニウム塩化物液
	ザルコニン液0.1
	逆性石ケン液0.1「ヨシダ」
	0.1W/V%ヂアミトール水
	オスバン消毒液0.1%
	ベンザルコニウム塩化物消毒液0.1W/V%「日医工」
	ベンザルコニウム塩化物消毒液0.1W/V%「ヤクハン」
	ベンザルコニウム塩化物液
	ザルコニン液0.2
	ベンザルコニウム塩化物液
	ザルコニン液0.01
	ベンザルコニウム塩化物液
	逆性石ケン液0.02「ヨシダ」
	ザルコニン液0.02
	プリビシー液0.02%
	プリビシー液0.05%
	プリビシー液0.1%
	ヤクゾールE液0.1
	ザルコニンG消毒液10

成分名	品名
ホウ砂	ホウ砂
	ホウ砂「ケンエー」
	ホウ砂
	ホウ砂「司生堂」
	ホウ砂「カナダ」
ホウ酸	ホウ酸
	ホウ酸「ケンエー」
	ホウ酸「司生堂」
	ホウ酸「東海」
	ホウ酸「メタル」
	ホウ酸「カナダ」
ポビドンヨード	ポビドンガーグル7%
	イソジンガーグル液7%
	ポビドンヨードガーグル液7%「東海」
	ポビドンヨードガーグル7%「メタル」
	ポビラールガーグル7%
	ポビドンヨードガーグル液7%「明治」
	ポビドンヨードガーグル液7%「ケンエー」
	ポビドンヨードガーグル液7%「イワキ」
マルツエクス	ポビドンヨードガーグル液7%「シオエ」
	マルツエクス分包(高田)
ミコナゾール硝酸塩	フロリード腔坐剤100mg
	フロリードDクリーム1%
無水エタノール	無水エタノール
	無水エタノール「コザカイ・M」
	無水エタノール シオエ
	無水エタノール「司生堂」
	無水エタノール「タイセイ」
	無水エタノール「東海」
	無水エタノール「マルイシ」
	無水エタノール「ヤクハン」
	無水エタノール(山善)
	無水エタノール「イマヅ」
	無水エタノール「ニッコー」
	無水エタノール(ミツマル)
	無水エタノール「ヨシダ」
	無水エタノール「ケンエー」
	無水エタノール「東豊」
モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	ナゾネックス点鼻液50 μ g56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「杏林」56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「CEO」56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「JG」56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「タカタ」56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「トーフ」56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「ニットー」56噴霧用
	ナゾネックス点鼻液50 μ g112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「杏林」112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「CEO」112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「JG」112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「タカタ」112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「トーフ」112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「ニットー」112噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「MYL」56噴霧用
	モメタゾン点鼻液50 μ g「MYL」112噴霧用
ヨウ素	ヨウ素
	ヨウ素「コザカイ・M」
	ヨウ素「司生堂」
	ヨウ素
	プレボダインスクラブ0.75%
	プレボダインソリューション1%
	プレボダインフィールド1%
	カデックス軟膏0.9%
	ヨードコート軟膏0.9%
	カデックス軟膏分包45mg
ラメルテオン	カデックス軟膏分包153mg
	ロゼレム錠8mg
	ラメルテオン錠8mg「武田テバ」
	ラメルテオン錠8mg「JG」
	ラメルテオン錠8mg「杏林」
	ラメルテオン錠8mg「サワイ」
	ラメルテオン錠8mg「トーフ」
	ラメルテオン錠8mg「日新」

成分名	品名
ロキソプロフェンナトリウム水和物	ロキソプロフェンナトリウム1%噴霧液
	ロキソプロフェンナトリウム(100mg)10cm×14cm貼付剤
	ロキソニン細粒10%
	ロキソプロフェンNa細粒10%「サワイ」
	ロキソプロフェンナトリウム60mg錠
	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」
	ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「CH」
	ロキソニン錠60mg
	ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「クニヒロ」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「サワイ」
	ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「YD」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「三和」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「トーフ」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「ツルハラ」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「アメル」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「日新」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「NPI」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「TCK」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「OHA」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「あすか」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「武田テバ」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「三恵」
	ロキソプロフェンNa錠60mg「KO」
	ロキソニンゲル1%
	ロキソプロフェンNa外用ポンプスプレー1%「TCK」
	ロキソプロフェンNa外用ポンプスプレー1%「YD」
	ロキソニンパップ100mg
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「JG」
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「YD」
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「杏林」
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「タカタ」
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「三笠」
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「ケミファ」
	ロキソプロフェンナトリウムパップ100mg「日医工」
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「テイク」
	ロキソプロフェンNaパップ100mg「ラクール」
	ロキソプロフェンナトリウム(50mg)7cm×10cm貼付剤
	ロキソニンテープ50mg
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「FFP」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「JG」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「NP」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「YD」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「科研」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「杏林」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「三和」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「タカタ」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「トーフ」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「三笠」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「ユートク」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「ラクール」
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「ケミファ」
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「タイホウ」
	ロキソプロフェンナトリウムテープ50mg「日医工」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「三友」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「久光」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「QQ」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「DSEP」
	ロキソプロフェンNaテープ50mg「TW」
	ロキソニンテープ100mg
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「FFP」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「JG」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「NP」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「YD」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「科研」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「杏林」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「タカタ」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「トーフ」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「三笠」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「ユートク」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「ラクール」
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「ケミファ」
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「タイホウ」
	ロキソプロフェンナトリウムテープ100mg「日医工」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「三友」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「久光」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「QQ」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「DSEP」
	ロキソプロフェンNaテープ100mg「TW」
	ロキソプロフェンNaパップ200mg「ラクール」

成分名	品名
ロラタジン	□ラタジン10mg錠
	クラリチン錠10mg
	□ラタジン錠10mg「FFP」
	□ラタジン錠10mg「NP」
	□ラタジン錠10mg「TCK」
	□ラタジン錠10mg「YD」
	□ラタジン錠10mg「ケミファ」
	□ラタジン錠10mg「サワイ」
	□ラタジン錠10mg「日医工」
	□ラタジン錠10mg「日新」
	□ラタジン錠10mg「VTRS」
	□ラタジン錠10mg「フェルゼン」
	□ラタジン10mg口腔内崩壊錠
	クラリチンレディタブ錠10mg
	□ラタジンOD錠10mg「FFP」
	□ラタジンOD錠10mg「JG」
	□ラタジンOD錠10mg「NP」
	□ラタジンOD錠10mg「YD」
	□ラタジンOD錠10mg「ケミファ」
	□ラタジンOD錠10mg「サワイ」
	□ラタジンOD錠10mg「トーワ」
	□ラタジンOD錠10mg「日医工」
	□ラタジンOD錠10mg「日新」
	□ラタジンODフィルム10mg「モチダ」
	□ラタジンOD錠10mg「VTRS」
	□ラタジンOD錠10mg「フェルゼン」
	□ラタジン1%シロップ用
	クラリチンドライシロップ1%
	□ラタジンDS1%「トーワ」
	□ラタジンDS1%「サワイ」
	□ラタジンドライシロップ1%「日医工」

- ※1 令和7年12月25日に医療保険部会で公表した成分一覧のうち、ポリエンホスファチジルコリンについては、令和8年4月1日時点で対象となる医薬品がすべて薬価削除となっているため、本品目一覧には含まれていない
- ※2 ラメルテオンについて、令和8年7月末にOTC医薬品の販売が開始され、医療用医薬品と【成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なる】条件に合致するため、対象成分に追加
- ※3 令和7年12月時点で約1,100品目が対象となっていたが、薬価から削除された品目や※1及び※2といった事情を踏まえ、精査した結果、令和8年8月時点で1,042品目となった

OTC医薬品の添付文書に「服用しないこと」と記載されている成分の一覧

有効成分	投与経路	服用しないこと	
		妊婦	授乳婦
イブプロフェン	内服	○	
ロキソプロフェンナトリウム水和物	内服	○	
	外用		
インドメタシン	外用		
ジクロフェナクナトリウム	外用	○	
フェルピナク	外用	○	
サリチル酸メチル・dl-カンフル・トウガラシエキス	外用		
サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル	外用		
サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル・グリチルレチン酸	外用		
アシタザノラスト水和物	外用		
ベミロラストカリウム	外用		
ケトチフェンフマル酸塩	外用		
	内服		○
エピナスチン塩酸塩	外用		
	内服		○
フェキシフェナジン塩酸塩	内服		○
フェキシフェナジン塩酸塩・塩酸ブソイドエフェドリン	内服		○
ペボタスチンベシル酸塩	内服		○
ロラタジン	内服		○
フルチカゾンプロピオン酸エステル	外用	○	
モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	外用	○	
塩酸テトラヒドロゾリン・プレドニゾロン	外用		
サリチルアミド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・プロメタジンメチレンジサリチル酸塩	内服		
L-カルボシステイン	内服		
酸化マグネシウム	内服		
ピコスルファートナトリウム水和物	内服		
ビスコジル	外用		
マルツエキス	内服		
ベルベリン塩化物水和物・ゲンノショウコエキス	内服		
イトプリド塩酸塩	内服	○	○
炭酸水素ナトリウム	内服		
アスコルビン酸	内服		
トコフェロール酢酸エステル	内服		
沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウム	内服		
オキシテトラサイクリン塩酸塩・ヒドロコルチゾン	外用		
デキサメタゾン	外用		
ヒドロコルチゾン酪酸エステル	外用		
プレドニゾロン吉草酸エステル酢酸エステル	外用		
ベタメタゾン吉草酸エステル	外用		
ベタメタゾン吉草酸エステル・フラジオマイシン硫酸塩	外用		
ヘパリン類似物質	外用		
イブプロフェンピコノール	外用		
酸化亜鉛	外用		
チンク油	外用		
サリチル酸	外用（塗布剤）		
	外用（絆創膏）		
尿素	外用		
白色ワセリン	外用		
クロラムフェニコール	外用		
クロラムフェニコール・フラジオマイシン硫酸塩・プレドニゾロン	外用		
イソコナゾール硝酸塩	外用	○	
オキシコナゾール硝酸塩	外用	○	

有効成分	投与経路	服用しないこと	
		妊婦	授乳婦
クロトリマゾール	外用（腔錠）	○	
	外用（塗布剤）	○	
ミコナゾール硝酸塩	外用（腔坐剤）	○	
	外用（塗布剤）	○	
テルビナフィン塩酸塩	外用		
ブテナフィン塩酸塩	外用		
アシクロビル	外用		
ビダラビン	外用		
トリアムシノロンアセトニド	外用		
イソプロパノール	外用		
エタノール	外用		
オキシドール	外用		
希ヨードチンキ	外用		
クロルヘキシジングルコン酸塩	外用		
次亜塩素酸ナトリウム	外用		
消毒用エタノール	外用		
ベンザルコニウム塩化物	外用		
無水エタノール	外用		
複方ヨード・グリセリン	外用		
ポビドンヨード	外用		
ヨウ素	外用		
ホウ砂	外用		
ホウ酸	外用		
アンモニア水	外用		
フラボキサート塩酸塩	内服	○	
静脈血管叢エキス	内服		
ブドウ酒	内服		
オリブ油	外用		
精製水	内服/外用		
ハチミツ	内服/外用		
ラメルテオン	内服	○	○